

第一部 人口減少社会における地域の活性化に向けて

～多様なネットワークとパートナーシップの構築～

はじめに

本県では、平成 16 年 12 月に県の基本計画として『生活創造推進プラン』を策定し、自主・自立の青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会」を掲げ、暮らしやすさではどこにも負けない地域づくりに取り組んでいます。今後は、こうした取組を通じて生まれてきている“新しい芽”を大きく育て、結実させていくことが求められます。

一方、我が国の人口は、平成 16 年 12 月 1 日の 1 億 2,783 万 8 千人をピークとして、人口減少社会に移行しています。今後、我が国の人口は減少を続け、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 18 年 12 月推計：出生率中位、死亡率中位）によれば、平成 58 年には 1 億人を割り込むものと予測されています。本県の人口についても、昭和 60 年の 152 万 4 千人をピークに減少を続け、平成 20 年 2 月 1 日現在で 140 万 6 千人となっており、今後も減少が続くものと予測されています。

人口の減少は、スケールメリット（規模の経済性）を低下させ、地域経済の縮小をもたらすとともに、地域コミュニティの機能を弱体化させるなど地域社会に大きな影響を及ぼすものとされており、地域に様々な課題を生じさせることが懸念されます。

今回の白書は、人口減少が与える社会的・経済的な影響について定性分析に加え、定量分析を行いながら検証し、「生活創造社会」の実現に向け、人口減少社会における地域活性化の方向性を明らかにするものです。

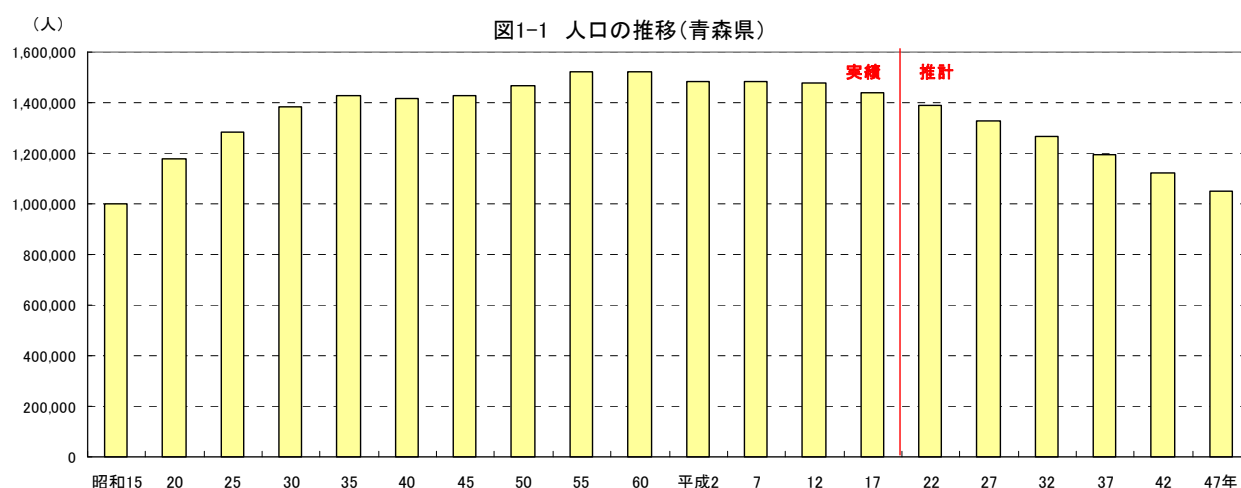
第1章 人口減少の状況

第1節 人口減少の現状と将来推計人口

1 人口の推移と将来推計

本県の人口については、国勢調査によれば昭和60年の152万4千人をピークに減少を続け、平成17年では143万7千人と昭和60年に比べ8万7千人、5.7%の減となっています。これは、年率にすると0.3%の減少となります。

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた『日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計について）』（以下「『将来推計人口』」という。）によれば、本県の将来推計人口は平成47年時点で105万1千人と平成17年に比べ38万6千人、26.9%の減（年率では1.0%の減）と、今後人口減少のスピードは増していくものと見込まれています。なお、この平成47年の将来推計人口105万1千人は、戦後の高度成長期に増加した人口規模が昭和15～20年の間の水準に戻ることを意味しており、今まさに「人口減少社会」の最中にあるといえます。（図1-1）

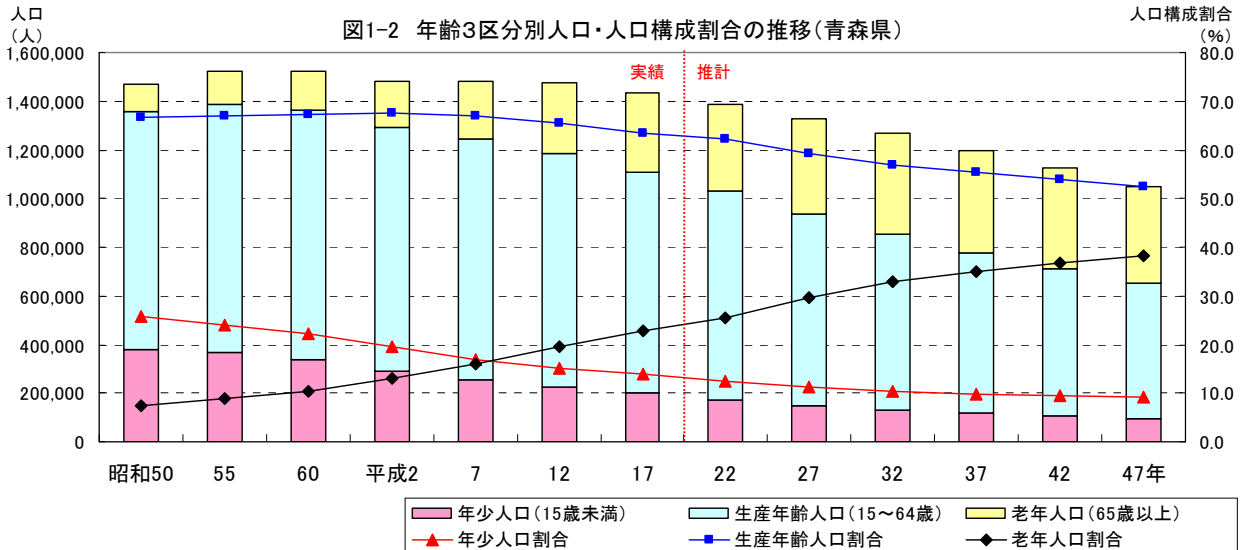


資料)総務省「国勢調査」:昭和15～平成17年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)について」:平成22～47年

2 人口構成の推移

今後本県は、人口減少とともに一層の少子高齢社会に進んでいくこととなります。『将来推計人口』によれば、平成47年時点で年少人口は9万7千人で平成17年対比10万2千人、51.2%の減、生産年齢人口は、55万2千人で同35万9千人、39.4%の減となっています。逆に老年人口は、40万2千人で同7万5千人、23.0%の増となっています。

また、人口構成割合をみると、同じく平成47年時点で年少人口割合が9.2%（平成17年対比4.7ポイント減）、生産年齢人口割合が52.5%（同10.9ポイント減）と減少しているのに対し、老年人口割合は38.2%（同15.5ポイント増）と増加しており、「超高齢社会」となっています。（図1-2）

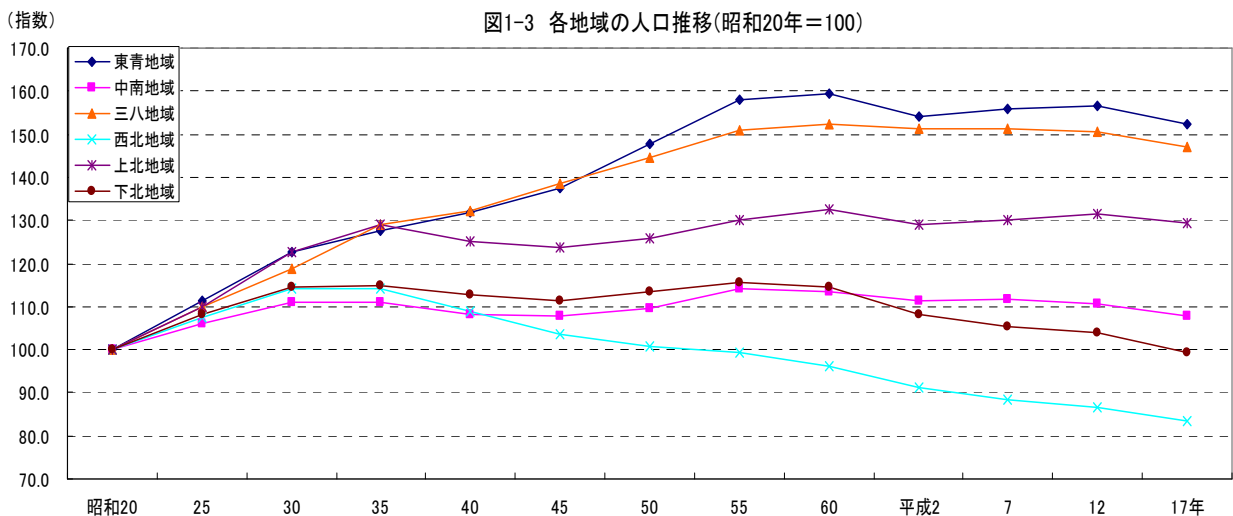


資料)総務省「国勢調査」:昭和50～平成17年、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)について」:平成22～47年

3 地域別にみた人口推移

地域別の人口

このように減少が進む本県人口ですが、地域ごとにその状況は異なります。昭和20年を100として各地域の人口推移をみると、現在は減少局面に移行しているものの依然として高水準にある東青地域(青森市、東津軽郡)、三八地域(八戸市、三戸郡)及び上北地域(十和田市、三沢市、上北郡)、昭和35年前後からほぼ横ばいで推移しながら近年減少している中南地域(弘前市、黒石市、平川市、中南津軽郡)及び下北地域(むつ市、下北郡)、昭和35年から減少を続け現在100を大きく割り込んでいる西北地域(五所川原市、つがる市、西北津軽郡)に分けられます。また、近年の推移をみると西北地域と下北地域での減少が大きいことがわかります。このように人口減少が進む本県にあっても、その状況は地域ごとに異なります。(図1-3)

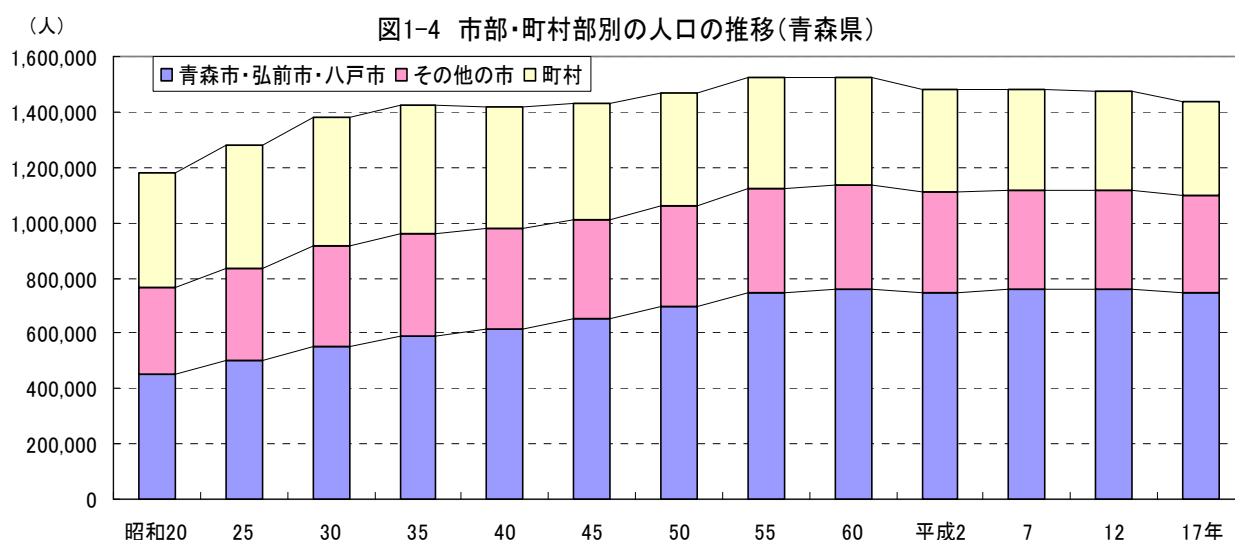


資料)総務省「国勢調査」
 注)平成19年4月1日現在の地域区分により、過去のデータを再集計している。

市部・町村部別人口

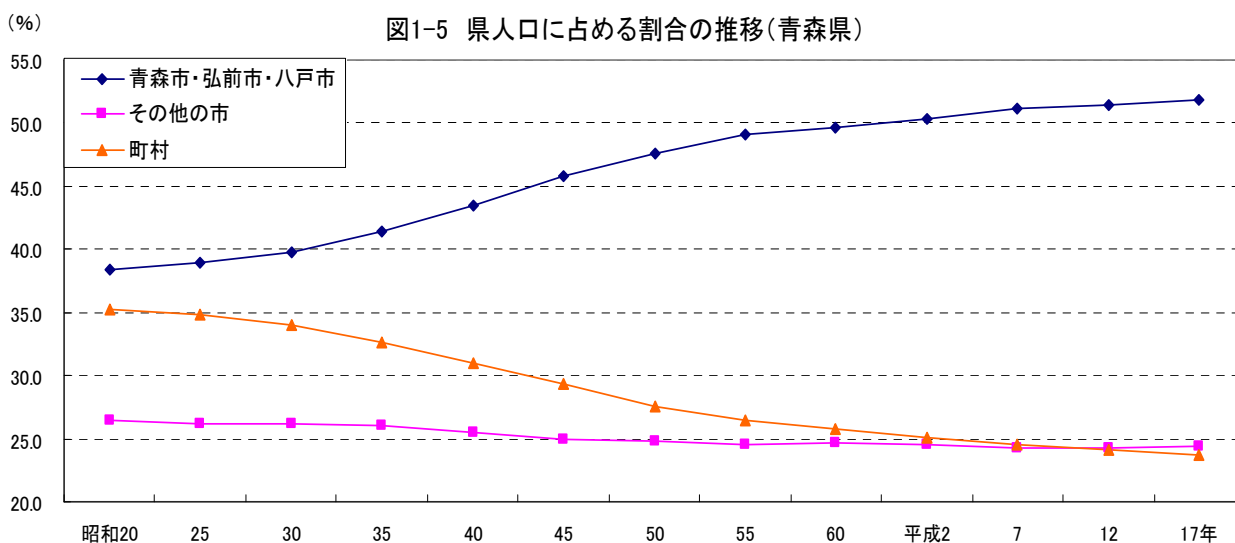
県内人口を、本県の中心的な市である 青森市・弘前市及び八戸市（以下「旧三市」という。）と、 その他の市、 町村に分けて推移をみると、旧三市が平成 12 年をピークに減少、その他の市が県人口と同様に昭和 60 年をピークに減少しているのに対し、町村は昭和 30 年をピークに大きく減少しています。（図 1-4）

また、構成割合でも、旧三市が毎年割合を増やしているのに対し、町村は昭和 20 年の 35.2%から平成 17 年の 23.7%へ大きく減少しています。その他の市は、横ばいからゆるやかな減少で推移しており、平成 17 年では 24.4%と町村を逆転しています。（図 1-5）概ね本県の人口分布は、町村で薄く、旧三市で厚くなる方向で推移しています。



資料) 総務省「国勢調査」

注) 平成19年4月1日現在の市町村区分により、過去のデータを再集計している。



資料) 総務省「国勢調査」

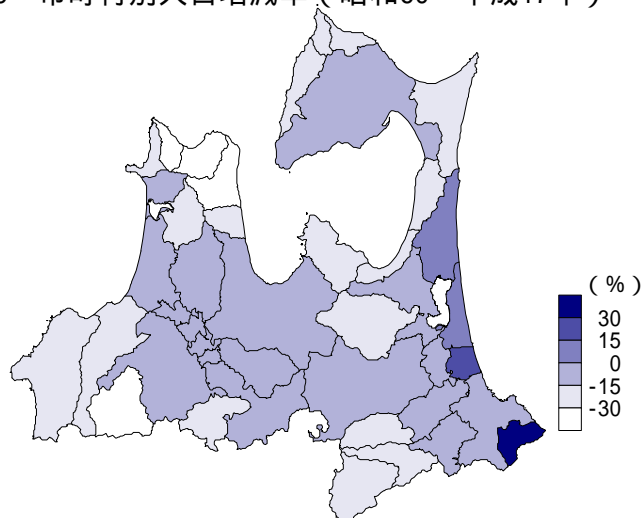
注) 平成19年4月1日現在の市町村区分により、過去のデータを再集計している。

市町村別人口

市町村別人口の推移を昭和 60～平成 17 年の間でみると、 で明らかなように町村、特に山間部や半島先端の漁村部の町村で減少率が高くなっています。(図 1-6)

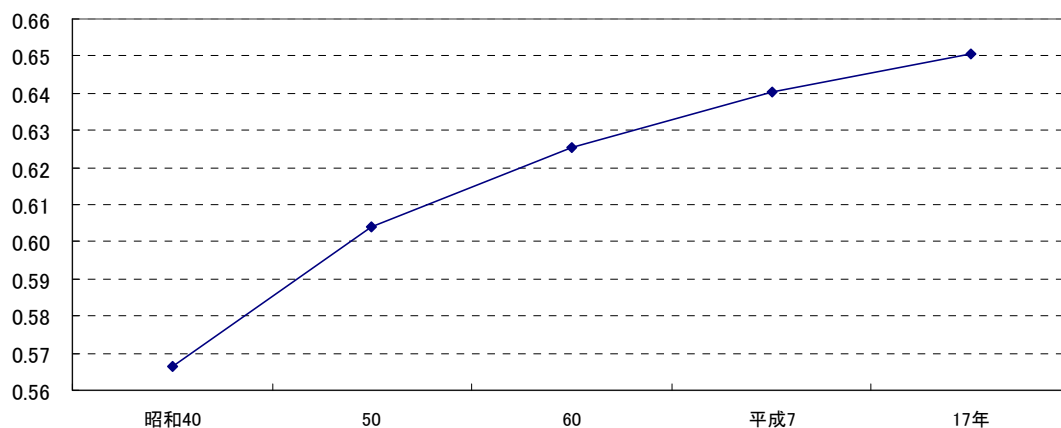
次に、市町村別の人口の偏在状況を確認するため、昭和 40 年から 10 年ごとに本県の市町村別人口のジニ係数¹ (0 に近づくほど偏在性が低く、1 に近づくほど高い) をみると、昭和 40 年の 0.56648 から毎年増加し、平成 17 年では 0.65068 となっており、市町村間の人口の偏在が進んでいることが確認できます。(図 1-7)

図1-6 市町村別人口増減率(昭和60～平成17年)



資料)総務省「国勢調査」
注)平成19年4月1日現在の市町村区分により、過去のデータを再集計している。

図1-7 市町村別人口に関するジニ係数の推移(青森県)



資料)総務省「国勢調査」
注)平成19年4月1日現在の市町村区分により、過去のデータを再集計している。

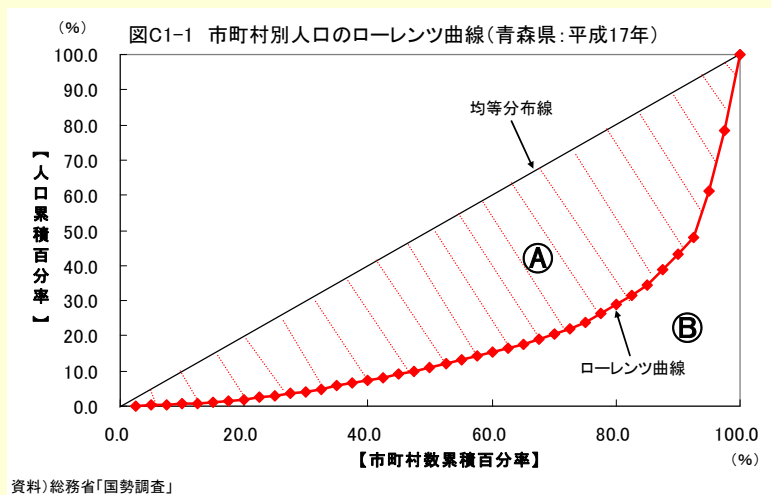
¹ 「ジニ係数」については、6 ページを参照してください。

<コラム1 ジニ係数とは？>

ジニ係数は、所得などの分布の均等度を示す指標の一つです。図 C1-1 では、平成 17 年の本県の市町村別人口を用いていますが、県内 40 市町村を人口の低い順に並べ、市町村の累積数が全 40 市町村に占める割合を横軸に、対応する人口の累積数が全 40 市町村人口の総計（県人口）に占める割合を縦軸にとってグラフを描き（これをローレンツ曲線といいます）これと原点を通る傾斜 45 度の直線（均等分布線）との間の面積の、均等分布線の下側の三角形の面積（ + ）に対する比率で計算されます。

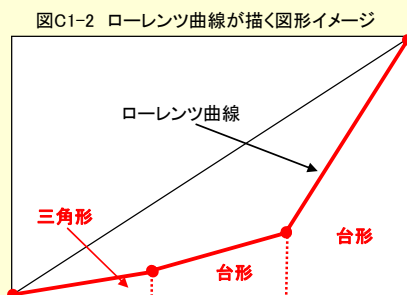
$$\text{ジニ係数} = \frac{\text{㊸の面積}}{\text{㊸の面積} + \text{㊹の面積}}$$

これは、0 から 1 までの値を取り、0 に近いほど分布が均等であり、1 に近いほど不均等であることを示します。



実際に計算する場合には、弓形である の面積を算出するのはやっかいですので、三角形の面積（ と の合計の面積）から の面積を引く形で算出します。ローレンツ曲線上の点から垂直に線を引くと、 は一番左端が三角形、それ以外は台形から構成されていることが分かります。（図 C1-2）

$$\text{ジニ係数} = 1 - \frac{\text{㊹の面積}}{\text{㊸の面積} + \text{㊹の面積}}$$



第2節 人口減少の要因分析

1 人口減少メカニズム

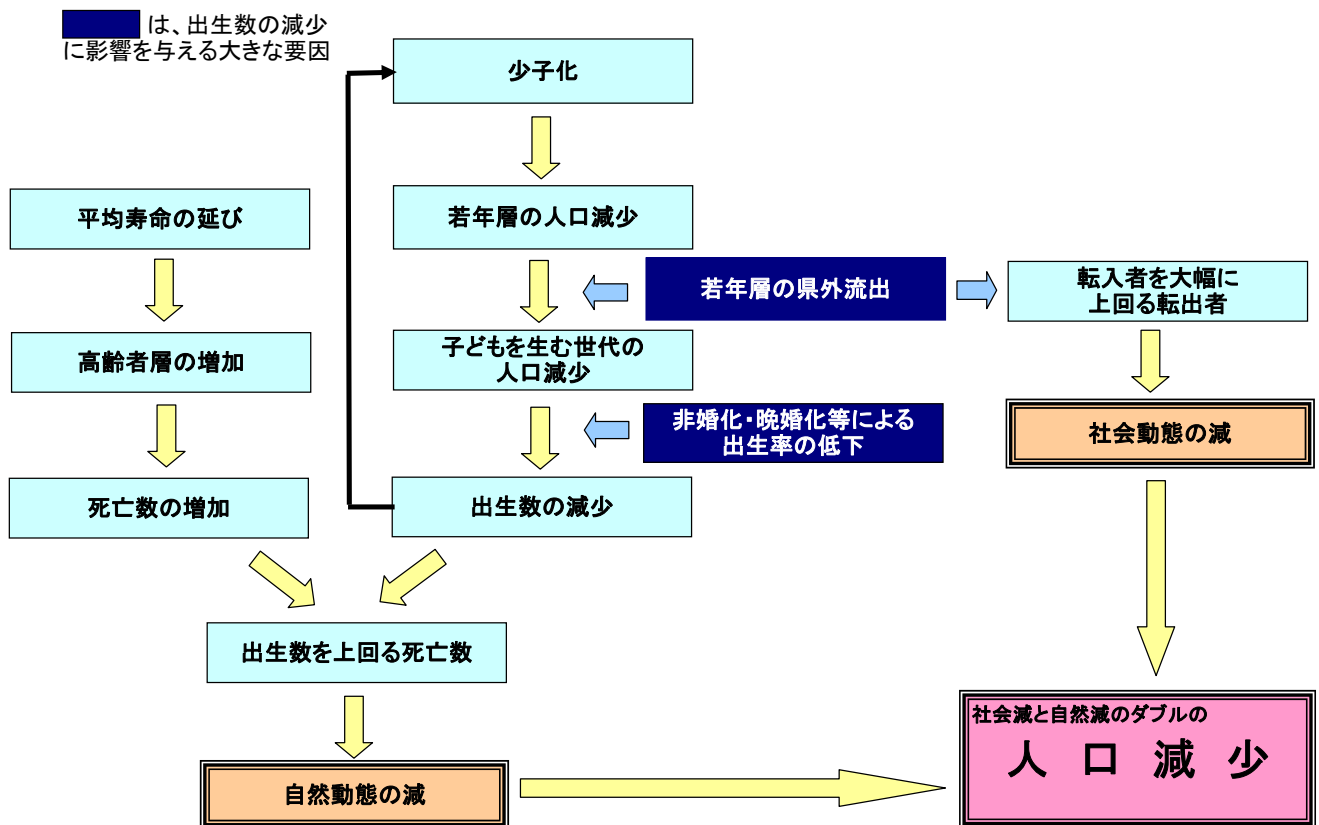
現在の本県の人口は、 県外転出者が県内転入者を上回る社会動態の減と 出生数よりも死亡数が上回る自然動態の減のダブルの減少となっています。

社会動態では、若年層、特に高等学校卒業時に進学・就職のために県外に転出する者が多く、県内に転入する者を大きく上回っています。

また、自然動態では、平均寿命の延びにより高齢者が増加したため、近年死亡者数が増大してきているのに対し、若年層の県外流出により子どもを産み育てる世代の人口が減少し、非婚化・晩婚化による出生率の低下とともに出生数が激減しています。

このように若年層の県外流出は、社会動態の減だけではなく、自然動態の減にも大きく影響していることが本県をはじめとする地方県の特徴として挙げられます。(図1-8)

図1-8 青森県の人口減少のイメージ

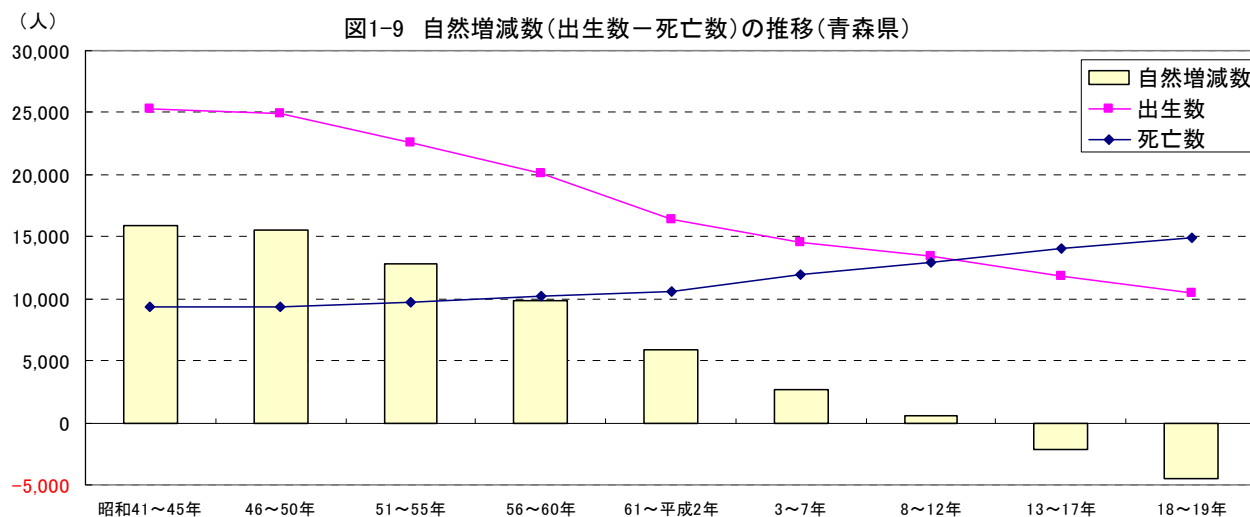


資料)県統計分析課作成

2 自然動態における減少

本県の自然動態の状況を5年間ごとにみると、昭和41～45年では出生数が死亡数を大きく上回っていましたが、子どもを生む世代の県外流出と非婚化・晩婚化等の進展による出生率の低下により出生数が大きく減少したことから、平成13～17年では逆転しています。

(図1-9)

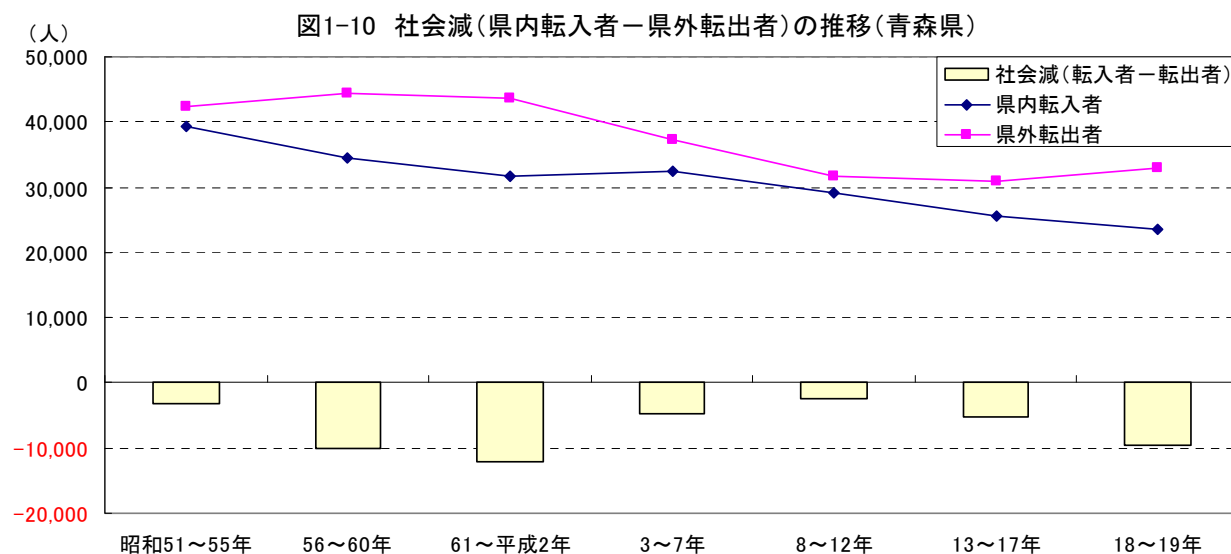


資料) 県統計分析課「青森県の人口移動」、「推計人口」
注) 各期間の年平均で表示している。

3 社会動態における減少

本県の社会動態の状況を5年間ごとにみると、全ての期間で県内転入者を県外転出者が上回っています。県内転入者、県外転出者ともに概ね減少傾向で推移していましたが、平成18～19年に県外転出者が増加に転じたことから、社会動態の減少幅が拡大しています。

(図1-10)



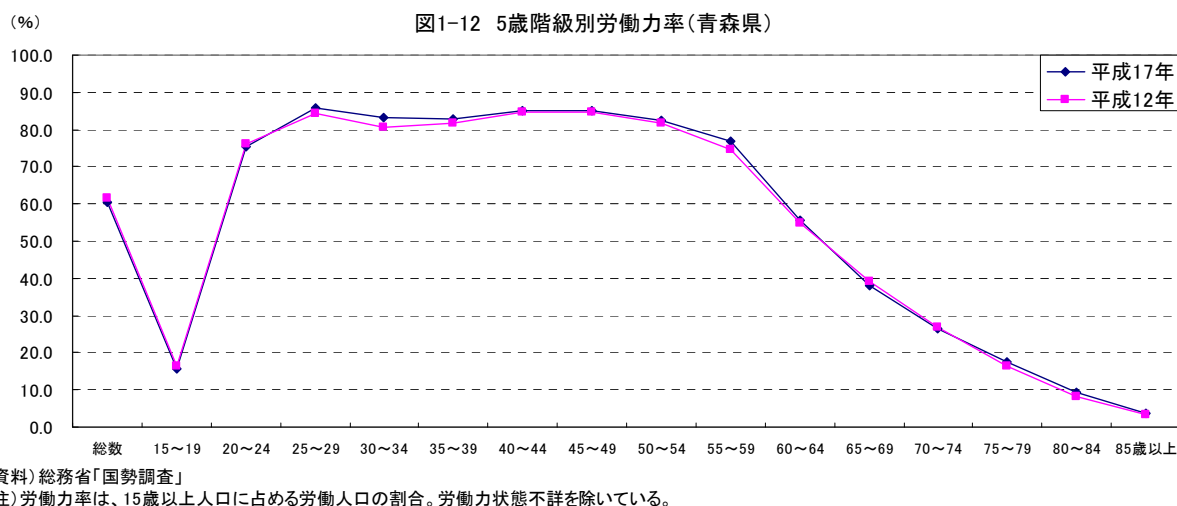
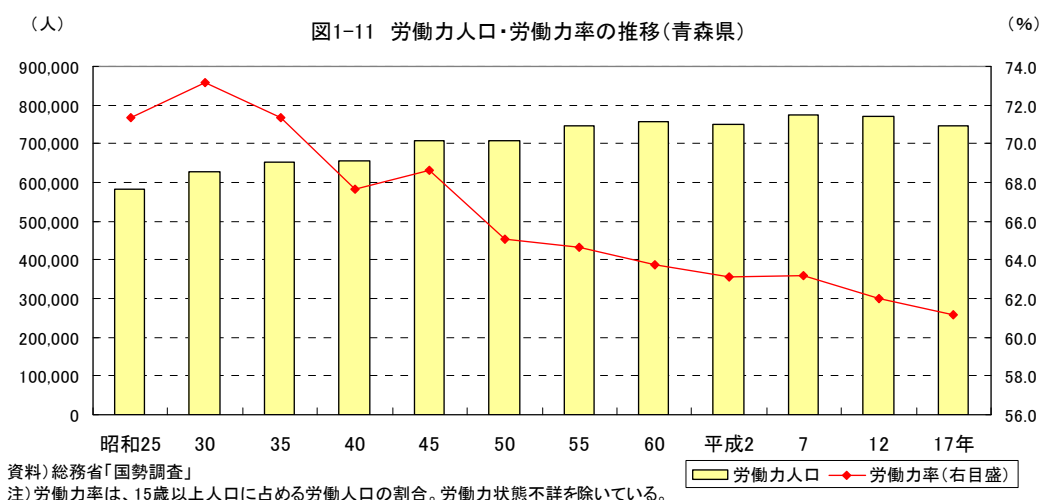
資料) 県統計分析課「青森県の人口移動」、「推計人口」
注) 各期間の年平均で表示している。

第3節 労働力人口・就業者数の減少

1 労働力人口の推移

本県の労働力人口は、15～74歳人口（生産年齢人口＋前期高齢者人口）が最も多かった平成7年の77万5千人をピークに減少に転じ、平成17年には74万8千人となっています。

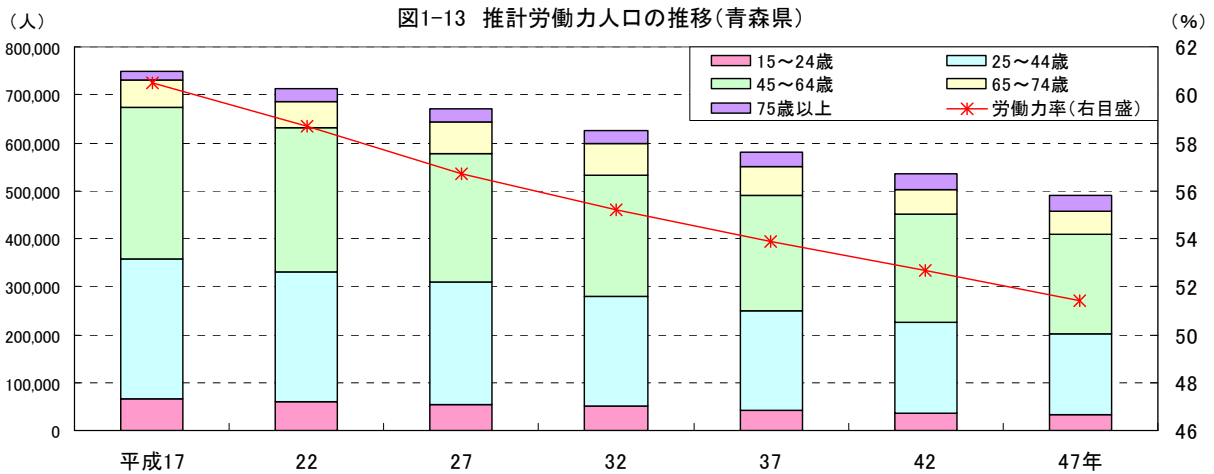
また、労働力率¹については、昭和30年の73.2%をピークに低下に転じ、平成17年では61.1%となっています。（図1-11）これは、各年齢層で労働力率は概ね上昇しているものの、年齢が高くなるほど労働力率が低くなるため、高齢化により高齢者の割合が増えた影響によるものです。（図1-12）



本県の将来の労働力人口について、男女別5歳階級ごとの労働力率が平成17年から変化しないものとして『将来推計人口』に乗じて試算すると、平成47年では49万人となり、平成17年対比で25万8千人、34.5%の減となります。また、労働力率については、高齢化が進むため51.4%となり、平成17年対比で9.1ポイントの減となっています。（図1-13）

¹ 「労働力率」とは、労働力人口（就業者＋完全失業者）を総人口（15歳以上人口）で除した値をいいます。

年齢別にみると、25～44歳が12万3千人の減、45～64歳が10万8千人の減となっているのに対し、75歳以上では逆に1万6千人の増となっています。今後、本県の労働力人口は、人口減少に加え、高齢者の割合が増加することで減少していくこととなります。



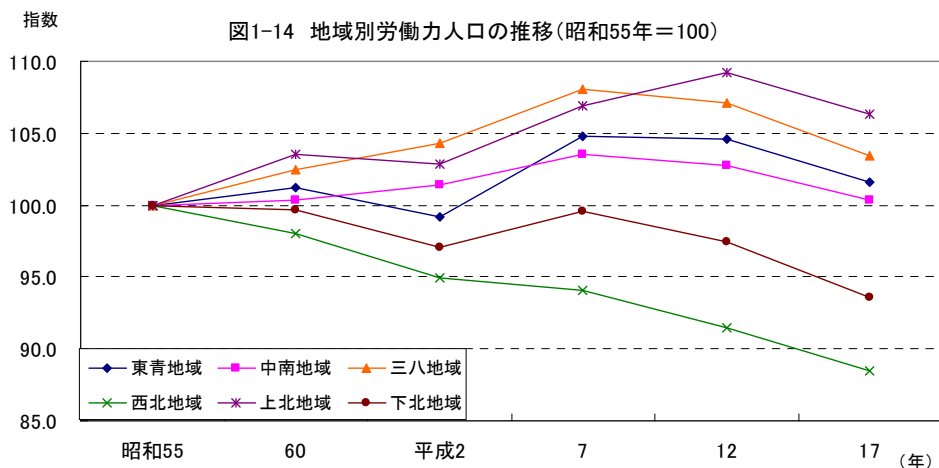
資料) 総務省「国勢調査」:平成17年、統計分析課試算:平成22～42年
 注) 推計労働力人口は、国立社会保障・人口問題研究所で推計した男女別5歳階級別人口にそれぞれの平成17年の労働力率を乗じて算定。

2 地域別労働力人口の推移

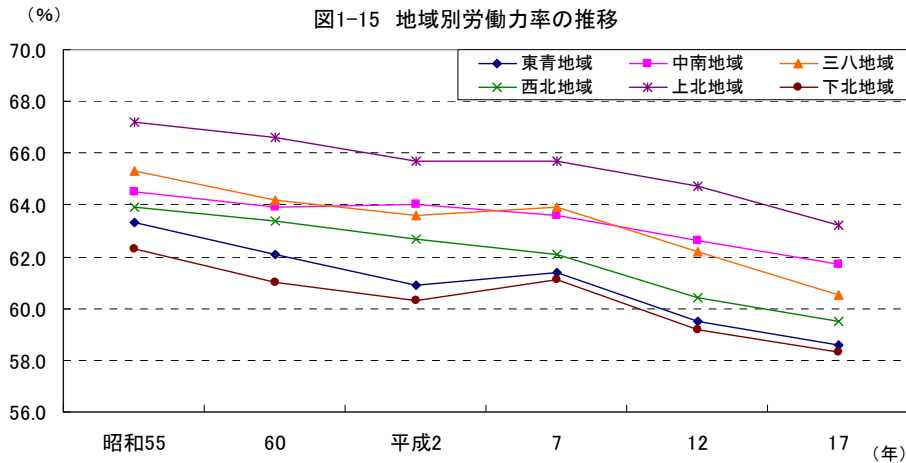
地域別に労働力人口の動きをみると、大きく二つのグループに区分できます。昭和55年を100として各地域の推移をみると、現在は減少傾向にあるものの依然として100を上回っている東青地域、中南地域、三八地域及び上北地域のグループと早い段階から100を割り込んだ西北地域及び下北地域のグループに分けることができます。労働力人口は、生産年齢人口(15～64歳)に概ね比例することから、労働力人口においても人口減少割合の大きい両地域の落ち込みが目立つ結果となっています。(図1-14)

次に、労働力率の推移を地域別にみると、高齢化の進んでいる西北地域と下北地域での減少が大きいことと、三八地域で近年急激に低下していることが分かります。(図1-15)

このように、西北地域及び下北地域においては、労働力人口の減少が特に著しく、地域経済への影響も懸念される状況となっています。



資料) 総務省「国勢調査」
 注) 平成19年4月1日現在の地域区分により、過去のデータを再集計している。

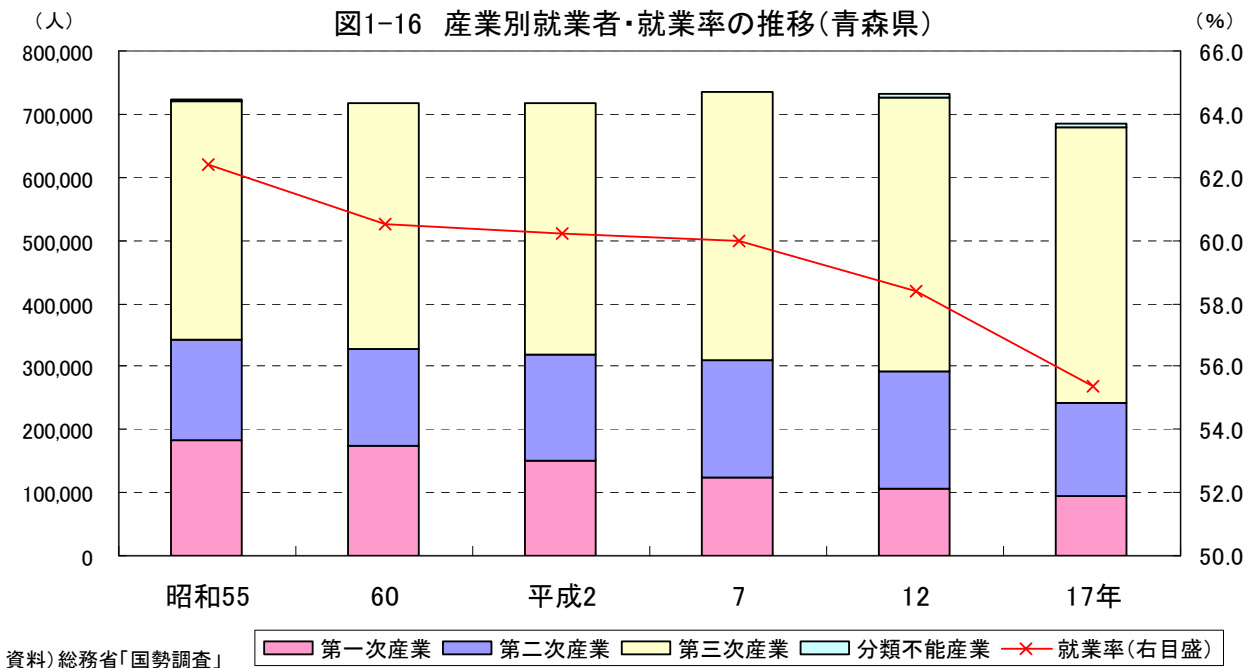


資料) 総務省「国勢調査」
 注) 平成19年4月1日現在の地域区分により、過去のデータを再集計し、算出している。

3 就業者数の推移

本県の就業者数は、労働力人口が最も多かった平成7年の73万6千人をピークに減少に転じ、平成17年には68万5千人となっています。特に、第一次産業で減少が大きく、昭和55～平成17年の間で8万8千人、47.9%の減と約半数にまで減少しています。一方、第三次産業は同期間で5万8千人、15.3%の増となっており、本県においても「産業のサービス業化」が進んでいることがわかります。

また、就業率¹については、高齢化の進展等から労働力率と同様に年々低下を続けており、平成17年では55.4%と、昭和55年対比で7.0ポイントの減となっています。(図1-16)



資料) 総務省「国勢調査」

¹ 「就業率」とは、就業者数を総人口(15歳以上人口)で除した値をいいます。

4 産業別就業者の年齢構成

平成17年の産業別就業者の年齢構成をみるため、業種ごとに「15～39歳就業者数÷40～64歳就業者数」(以下「交代指数」という。)を算出しました。この交代指数が100を超えていれば、若年層の就業者数の方が多いため、おおよそ20年後までの間の担い手が確保されているものと考えることができます。本県では高齢化が進んでいるため、総じて指数が低くなっていますが、その業種別の状況は男女間でかなり異なっています。

まず、男性については、交代指数が最も高いのは製造業の100.2、次いで卸売・小売業、飲食店・宿泊業の順となっています。逆に最も低いのが農業の24.6で、次いで林業、漁業の順となり、第一次産業の低さが際立つ結果となっています。(図1-17)

次に、女性については、情報通信業及び電気・ガス・熱供給・水道業が高くなっていますが、これらは就業者の絶対数が少ない産業であり、実質的には、公務、医療・福祉で高くなっています。男性で最も指数が高かった製造業については、59.2と女性の平均を下回る水準となっています。また、指数が最も低いのは男性同様農業であり、次いで漁業、林業と女性でも第一次産業の低さが際立つ結果となっています。(図1-18)

図1-17 業種別交代指数(青森県:男性:平成17年)

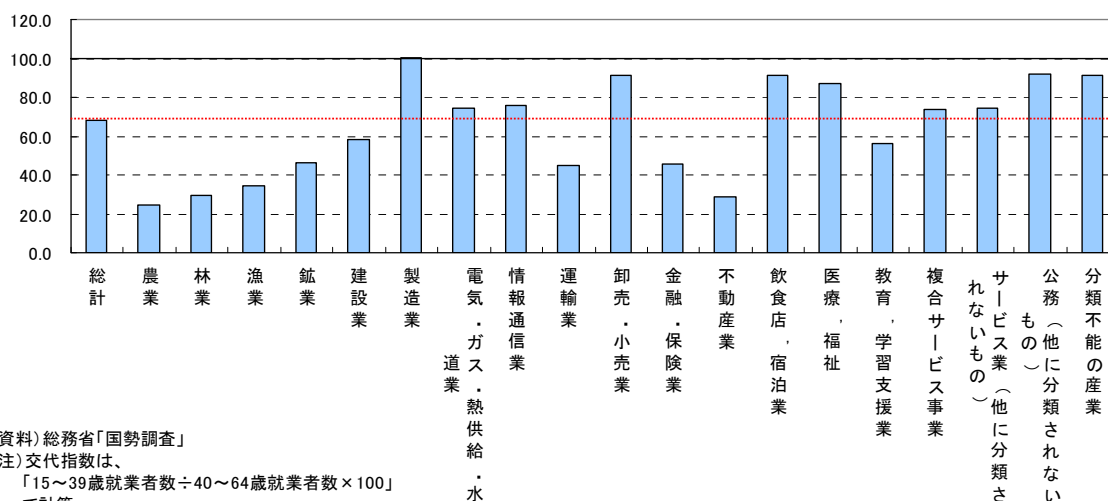
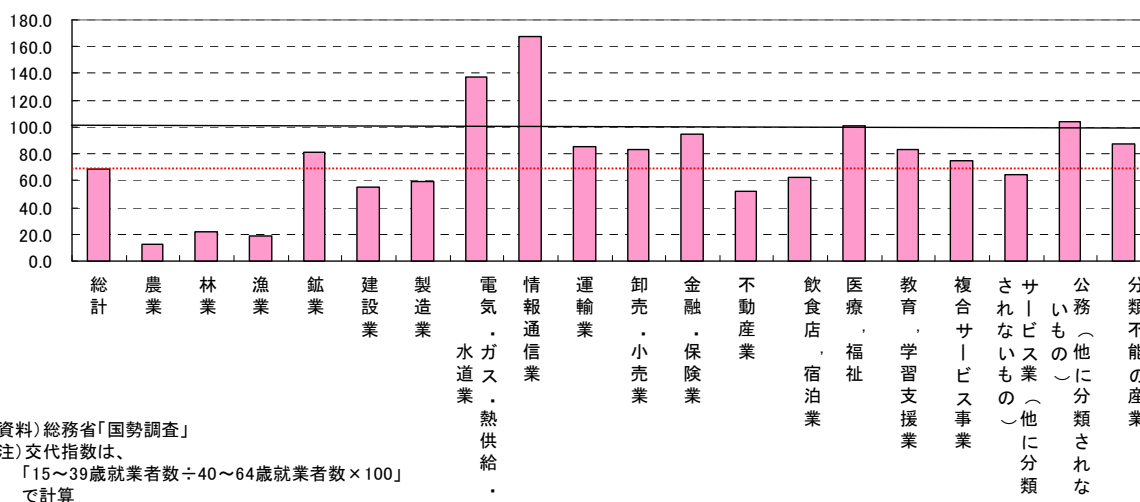


図1-18 業種別交代指数(青森県:女性:平成17年)



第2章 人口減少社会と地域経済

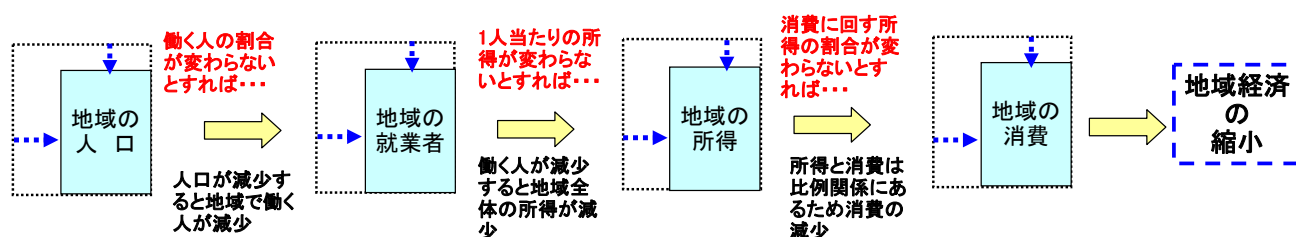
この章では、人口減少が与える地域経済への影響について、定性分析に加え、定量分析を交えながら検証します。

第1節 消費の減少

1 消費の動向

人口減少が及ぼす影響について、短期的な影響としては、人口減少に伴い地域の就業者数が減少することで地域全体の所得が減少し、それに比例して消費も減少することが想定されます。また、消費が減少することで、企業の生産や設備投資も減少し、経済全体が縮小していくことが懸念されています。(図2-1)

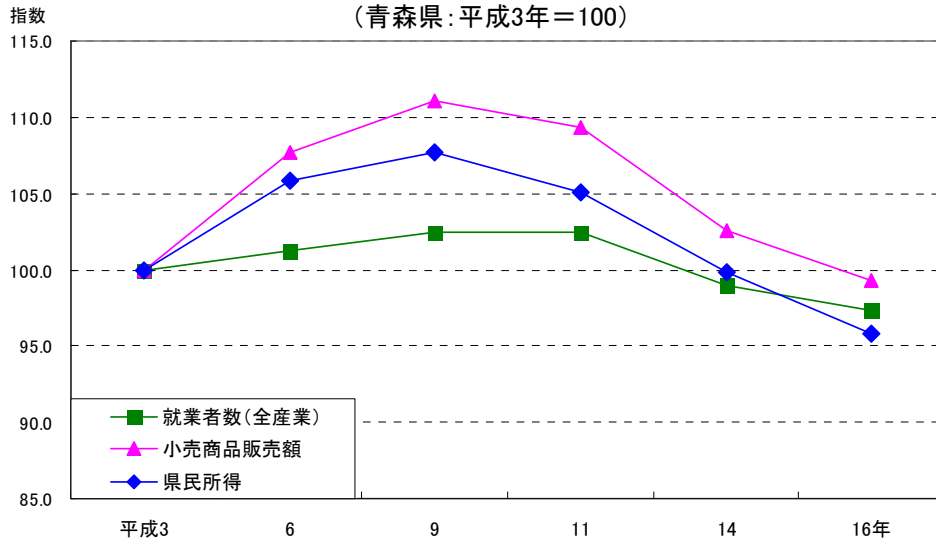
図2-1 人口減少社会における消費減少イメージ



この関係を実際のデータでみると、平成3～16年の間の本県の就業者数、県民所得及び消費（小売商品販売額）の状況は、いずれも平成9年をピークに減少に転じています。平成3年を100とすると平成16年時点で就業者数が95.5、県民所得が92.3、消費（小売商品販売額）が99.3と、数値は異なるもののいずれも平成3年の水準を下回っており、同じような動きとなっています。消費については、景気の影響も受けるものですが、データからは、就業者数の減少の影響がうかがえる結果となっており、今後人口減少により就業者数が減少することで、消費にマイナスの影響を及ぼすことが想定されます。(図2-2)

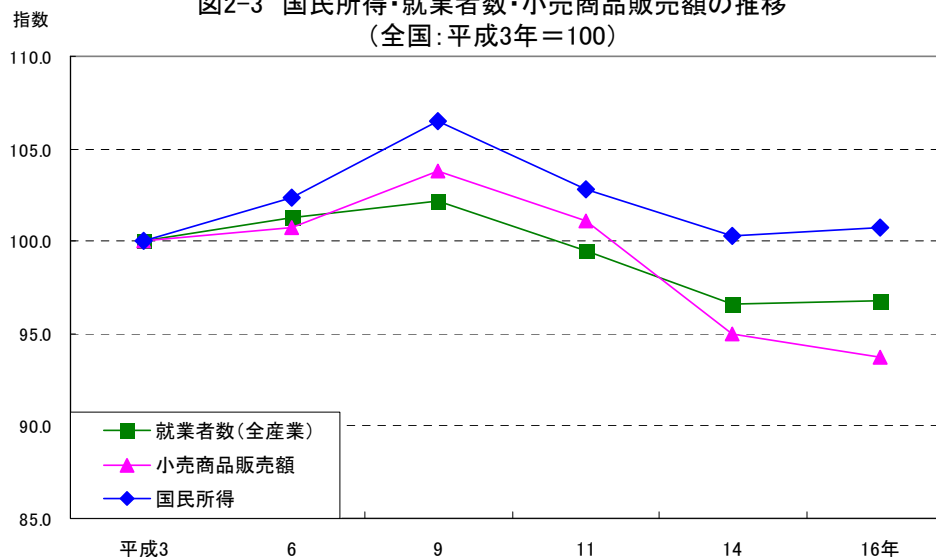
次に、全国の状況を見ると、本県と同様にいずれも平成9年をピークに減少に転じ、平成3年を100とすると平成16年時点で就業者数が96.8、国民所得が100.7、消費（小売商品販売額）が93.7と、水準は異なるものの、その動きは非常に似かよっています。このことは、就業者数の減少、全体の所得の減少、消費の減少という流れをある程度裏付けるものであり、今後、全国的にも人口減少が進むことで、国内マーケットは縮小の方向へ進むものと考えられます。(図2-3)

図2-2 県民所得・就業者数・小売商品販売額の推移
(青森県:平成3年=100)



資料) 経済産業省「商業統計」、県統計分析課「青森県県民経済計算」

図2-3 国民所得・就業者数・小売商品販売額の推移
(全国:平成3年=100)



資料) 経済産業省「商業統計」、内閣府「国民経済計算」

2 耐久消費財の動向

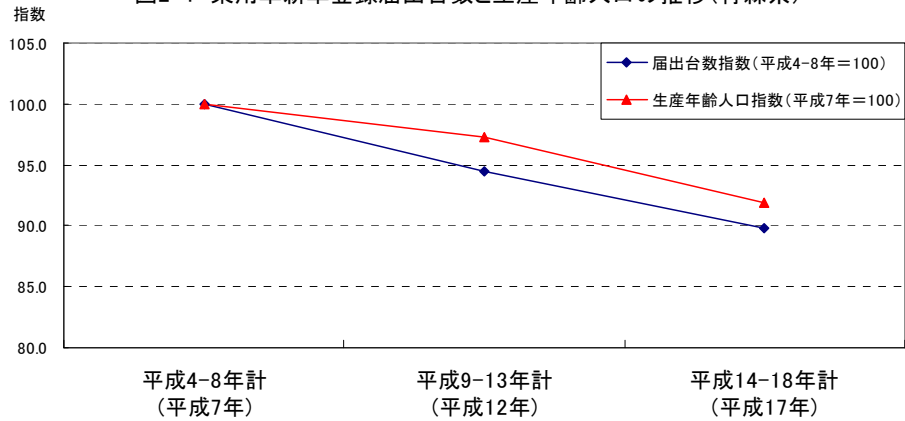
ここでは、人口減少が消費に与える影響について、長期的には景気の影響等をより受けにくい耐久消費財の動向によりみていきます。

耐久消費財の代表である乗用車について、税制等の短期的な影響を除くため、平成4年から平成18年の間の新車登録届出数を出台数を5年ごとに集計してみると、乗用車購入層である生産年齢人口の減少と同様の推移を示す結果となっています。(図2-4)

次に、住宅について、同様に昭和51年から平成17年の間の新規着工件数を10年ごと(乗用車よりも耐用年数が長いことから10年としました。)に集計してみると、住宅購入年齢層である30~49歳人口の減少と似かよった傾向を示す結果となっています。(図2-5)

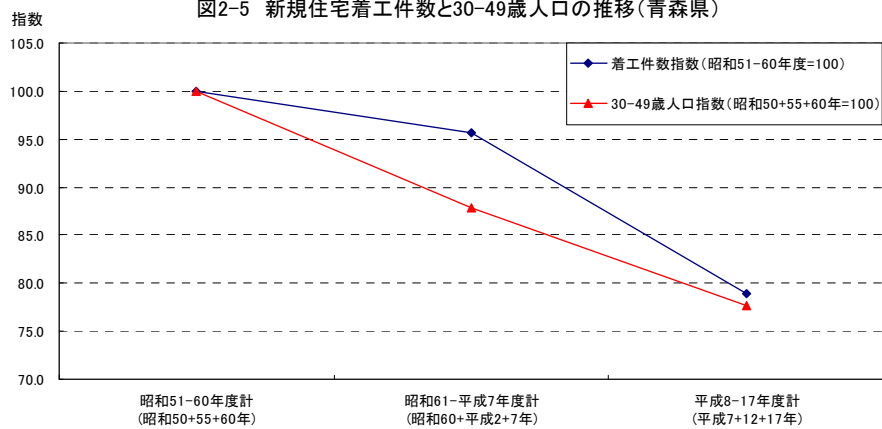
このように、耐久消費財の動向をみると、人口減少により右肩下がりの推移を既に示しており、今後長期的にはこれらの消費は減少していくものと考えられます。

図2-4 乗用車新車登録届出台数と生産年齢人口の推移(青森県)



資料) 青森県自動車会議所「自動車登録状況新車月報」、総務省「国勢調査」
注) 横軸の括弧書きは、生産年齢人口の年を示す。

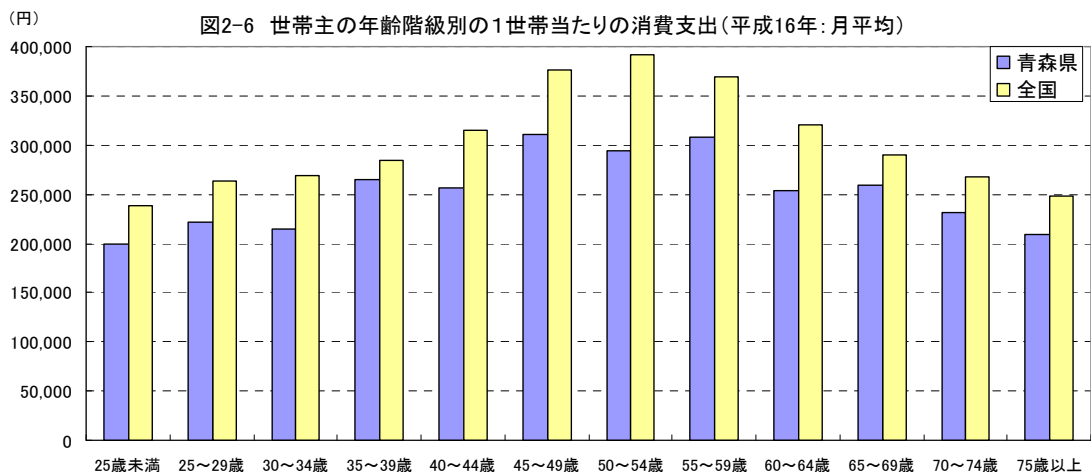
図2-5 新規住宅着工件数と30-49歳人口の推移(青森県)



資料) 国土交通省「住宅着工統計調査」、総務省「国勢調査」
注) 横軸の括弧書きは、30-49歳人口の年を示す。

3 高齢化による影響

今後、人口減少による影響に加え、高齢化による消費へのマイナス影響も懸念されます。世帯主の年齢階級別の消費支出額をみると、50～54歳をピークに加齢するほど消費額は減少しており、高齢化の進展により高齢者の割合が増えることで全体の消費額が減少するものと見込まれます。(図2-6)



資料) 総務省「全国消費実態調査」

4 マクロ経済モデルによる影響額（消費減少）の試算

ここで人口減少が消費に与えるマイナス影響を定量的に把握するため、「マクロ経済モデル¹」を用いた分析を行います。平成 18～22 年の間に生産年齢人口の減少数が『将来推計人口』よりも毎年 5 千人多い場合（表 2-1：5 年間で 2 万 5 千人）の本県経済への影響をシミュレーション²しました。

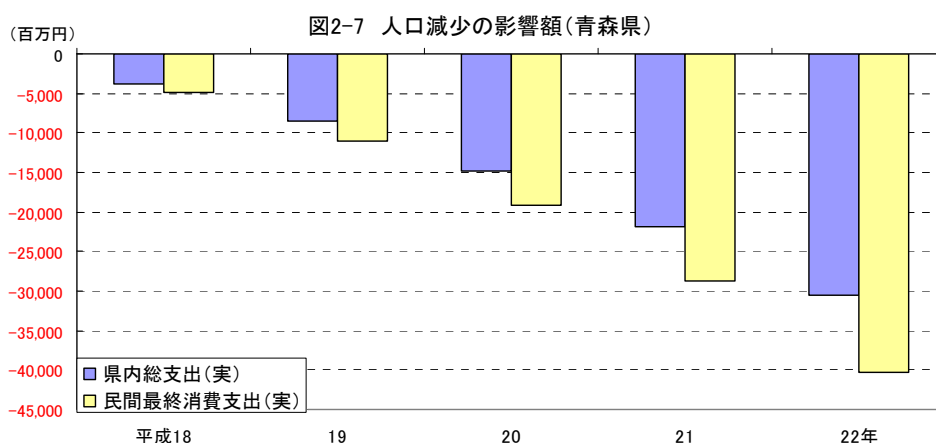
このように人口減少が加速することにより、民間最終消費支出（実）は、それぞれ 4,952 百万円、10,934 百万円、19,175 百万円、28,650 百万円、40,300 百万円減少する結果となっています。また、県内総支出（実）は、同様に 3,741 百万円、8,531 百万円、14,883 百万円、21,952 百万円、30,585 百万円減少する結果となっています。県内総支出（実）の減少額が民間最終消費支出（実）の額よりも小さくなっていますが、これは財・サービスの移入（実）の減少という形でマイナス効果の一部が相殺されることによるものです。（図 2-7）

あくまでも試算ですが、生産年齢人口の減少により民間消費支出（実）では、1 年で減少した人口 1 人当たり約 99 万円、県内総支出（実）では同約 75 万円のマイナスの影響が確認される結果となっています。

また、5 年間で 2 万 5 千人の人口減少の加速は、経済成長率を約 0.6 ポイント押し下げる効果を持っていることが今回のシミュレーションから確認されました。

表2-1 生産年齢人口 (単位:千人)

区 分	平成18	19	20	21	22年
基準人口	896	887	878	869	860
人口減少加速	891	877	863	849	835
差	△ 5	△ 10	△ 15	△ 20	△ 25



資料)「青森県地域マクロ経済モデル2006 Ver2」により統計分析課試算

¹ 「マクロ経済モデル」とは、経済変数の相互依存関係を連立方程式の形で表し、そのモデルを元に県内総生産等の将来値の予測等を行うものであり、経済予測や財政・金融政策の効果のシミュレーション等の経済分析を行うツールとして広く利用されている分析手法です。

² シミュレーションに当たっての前提条件等は、57 ページを参照ください。

第2節 総生産の減少

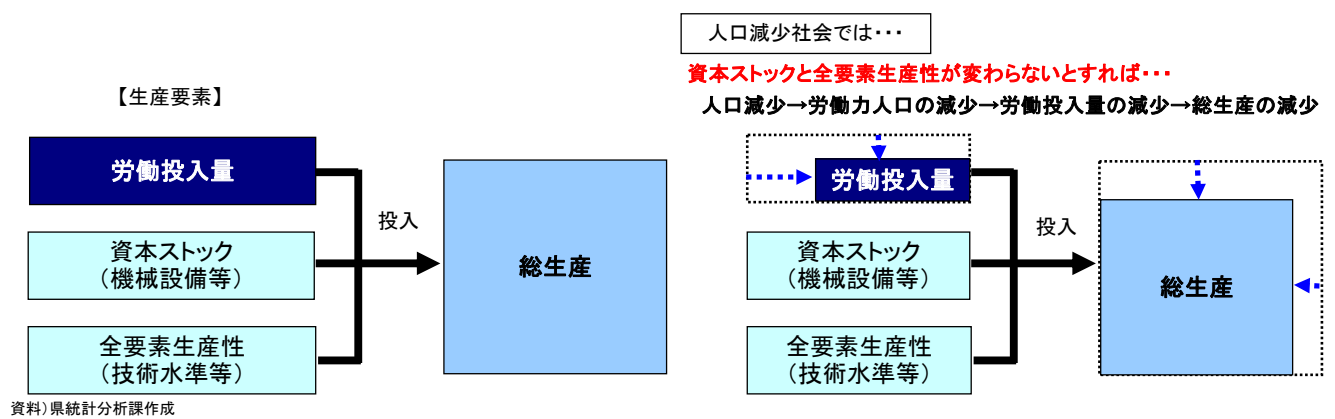
1 県内総生産の減少

人口減少の中長期的な影響

人口減少が経済へ与える中長期的な影響として、人口減少に伴い労働力人口が減少することによって、生産要素の一つである「労働投入量」が減少するため、総生産が縮小することが想定されています。(図2-8)

人口減少の短期的な影響の要因が消費等需要面であるのに対し、中長期的な影響の要因は供給面の制約から発生するものということができます。

図2-8 人口減少社会における生産減少イメージ



本県の経済成長の推移

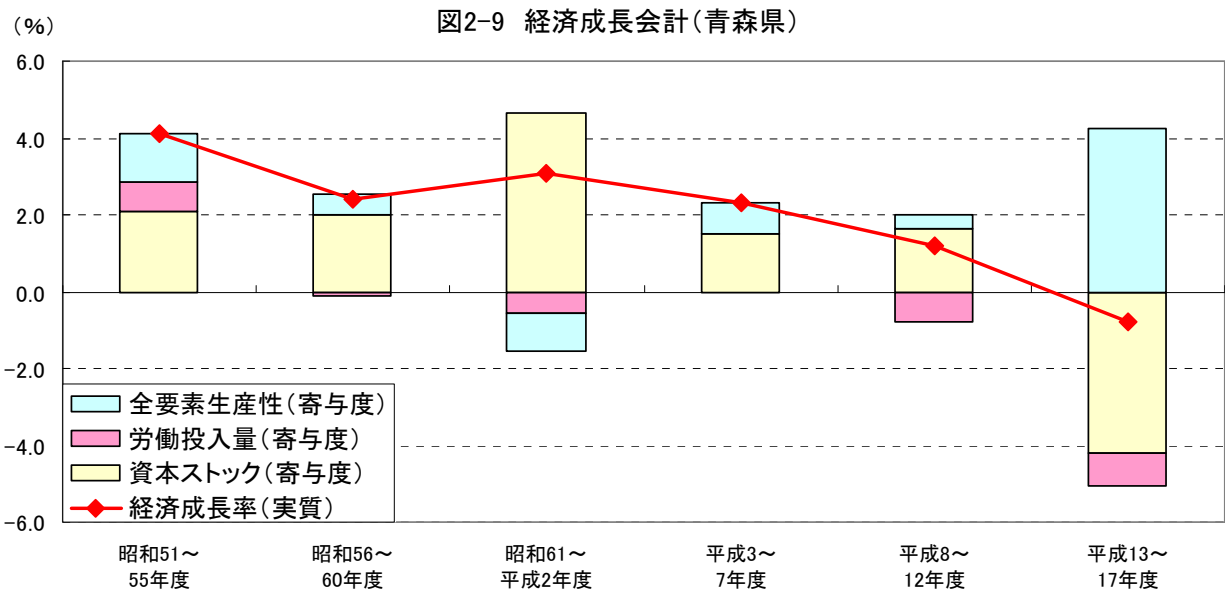
ここで、本県の昭和51～平成17年度までの経済成長と各生産要素の関係をみると、資本ストックの寄与度が高く、期間単純平均で+1.3%となっており、同じく全要素生産性¹の寄与度が単純平均で+0.9%となっています。逆に、労働投入量については、時期によってバラツキがあるものの、寄与度が期間単純平均で0.1%とマイナスに寄与しています。本県で労働力人口の減少が始まった平成7年を境に、平成8年度以降は労働投入量がマイナスに寄与していることから、(労働力)人口の減少が経済成長率を押し下げる状況²となっています。(図2-9)

次に、人口減少により労働投入量が減少した場合の本県経済への影響を試算するため、資本ストックを一定(寄与度=0)とし、全要素生産性寄与度を昭和51～平成17年度の間の平均+0.9%で一定とした上で、『将来推計人口』に基づき労働投入量が減少するものとして平成18～47年度までの期間を5年ごとに試算したところ、期間平均の経済成長率は1.1%となりました。(図2-10)

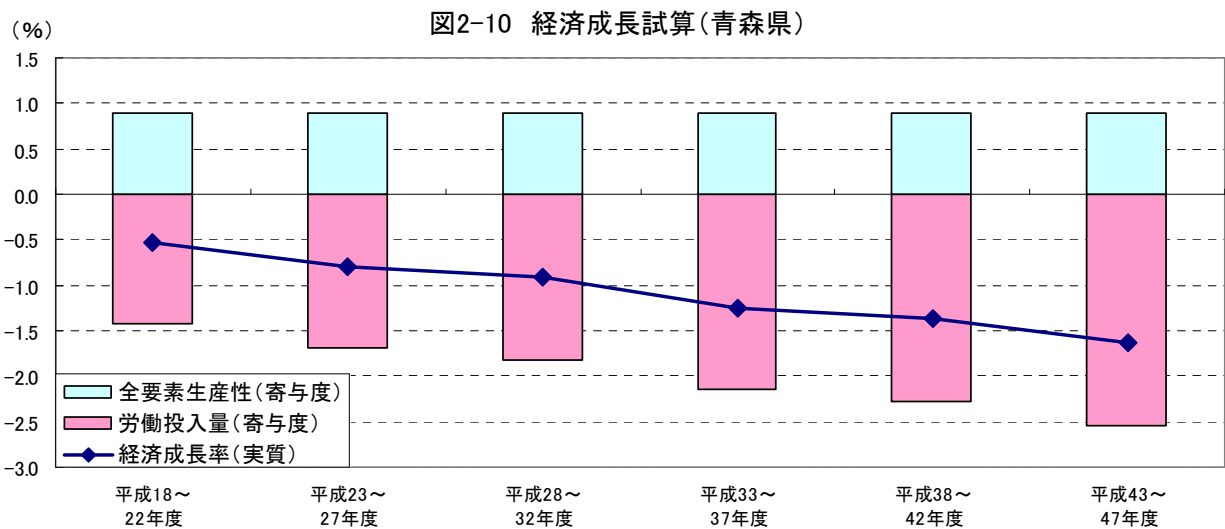
¹ 「全要素生産性」とは、技術水準等とされる場合が多いが、実際には資本と労働の生産要素の投入では説明できない「その他の部分」であり、技術水準以外にも労働者の熟練度の向上や経営効率・組織効率の改善、分業の進展等が含まれます。

² 算出方法等については、57ページを参照ください。

あくまでも、仮定を設けた上での1試算であり、今後経済が必ずマイナス成長になるということではありませんが、供給面からみても人口減少が地域経済にマイナス影響を与えることが確認できる結果となっています。



資料) 県統計分析課「青森県県民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省(旧通商産業省)「国富調査」



資料) 県統計分析課試算

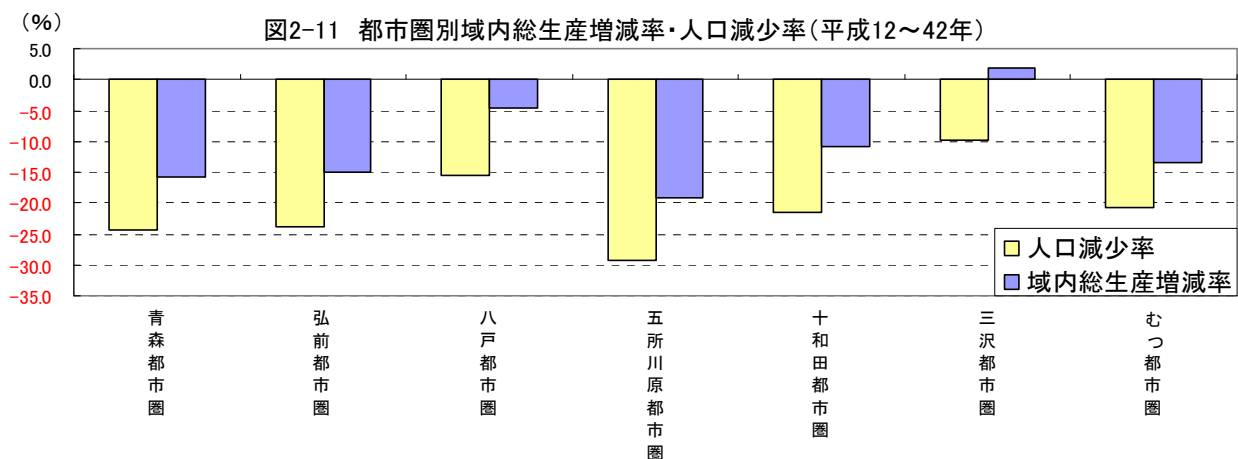
注) 資本ストックの寄与度を「0」、全要素生産性の寄与度を「0.9」として試算
労働投入量は、『将来推計人口』を基に県統計分析課で試算

2 都市圏別総生産の状況

地域経済研究会(経済産業省)が平成17年2月にまとめた『人口減少下における地域経営について～2030年の地域経済のシミュレーション～』では、全国の都市圏別の平成42(2030)年の総生産を試算しています。

平成12～42年間の経済成長率は、青森都市圏が15.7%、弘前都市圏が15.1%、八戸都市圏が4.6%、五所川原都市圏が19.1%、十和田都市圏が10.9%、三沢都市圏が+1.8%、むつ都市圏が13.4%となっています。人口減少幅の最も小さい三沢都市圏のみがプラスになっており、その他の都市圏についても概ね人口減少幅が小さい都市圏ほど総生産の減少幅が小さくなる結果となっています。(図2-11)

当該シミュレーションでは、農業や製造業をはじめとする「域外市場型産業」と商業やサービス業等の「域内市場型産業」(図2-12)とに分けて試算を行っており、人口減少の影響は「域内市場型産業」でより大きいとされています。本県で唯一プラス成長となった三沢都市圏をみると、域内市場型産業では総生産が3.0%なのに対し、域外市場型産業では+9.7%となっており、域外市場型産業が経済成長を引っ張る形となっています。



資料) 地域経済研究会(経済産業省)「人口減少下における地域経営について～2030年の地域経済のシミュレーション～」(平成17年2月)

注) 都市圏は同研究会の定義(平成17年2月現在の市町村区分)による。

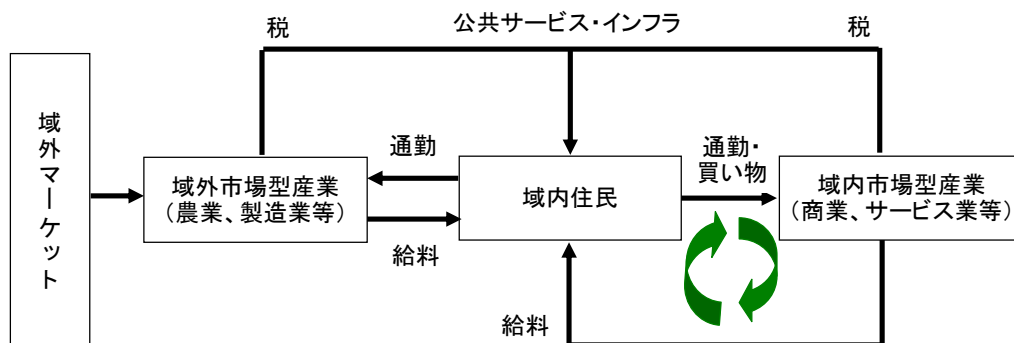
青森都市圏: 青森市、平内町、蟹田町、蓬田村、浪岡町 弘前都市圏: 弘前市、黒石市、中南津軽郡(浪岡町を除く。)、板柳町

八戸都市圏: 八戸市、三戸郡(三戸町、新郷村を除く。)、百石町、岩手県種市町

五所川原都市圏: 五所川原市、木造町、森田村、柏村、稲垣村、金木町、鶴田町 十和田都市圏: 十和田市、七戸町、十和田湖町、六戸町

三沢都市圏: 三沢市、上北町、下田町 むつ都市圏: むつ市、川内町、大畑町、東通村、脇野沢村

図2-12 地域経済のイメージ



資料) 地域経済研究会「人口減少下における地域経営について～2030年の地域経済のシミュレーション～」(平成17年2月)

第3章 人口減少社会における県民生活と行政サービス

この章では、人口減少が与える地域社会への影響について、県民生活と行政サービスという視点で分析します。

第1節 コミュニティ機能の低下

1 小地域集計でみる人口減少

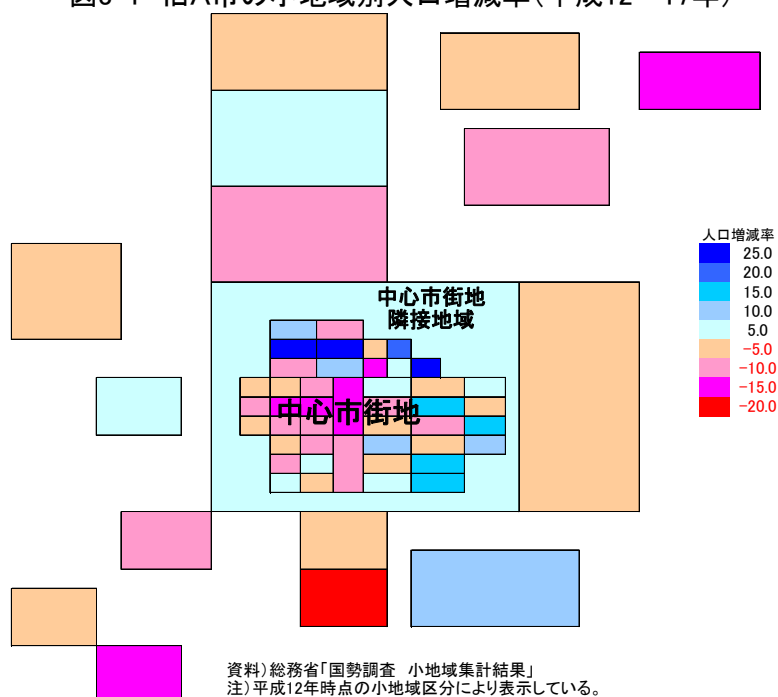
人口減少は、第1章でみたとおり県内各地域でその状況は異なっていますが、1市町村内においても各コミュニティで異なっています。平成12年と平成17年の国勢調査の小地域集計でみると、概ね各市町村の農村・中山間地域のコミュニティで人口減少の割合が大きくなっています。

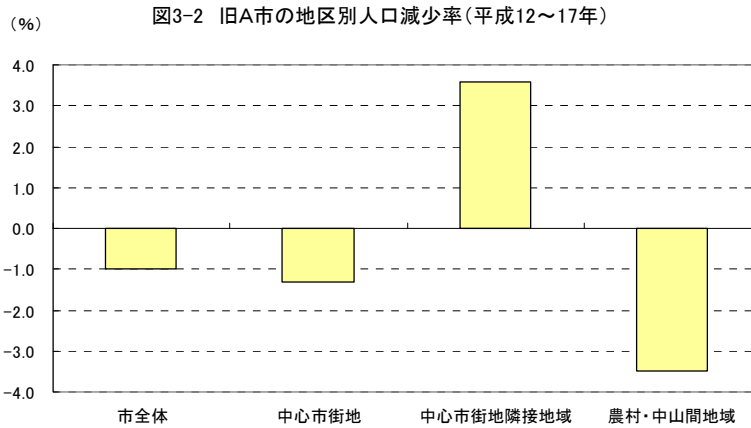
例えば、県内の中堅市であるA市（合併前の旧A市）では、中心市街地では人口が減少している地域が多く、それに対して新たに住宅地として整備された中心市街地隣接地では人口増加する地域が多い状況となっています。一方、中心市街地から離れた農村・中山間地域では、人口が大きく減少している地域が多くなっています。（図3-1）

また、旧A市を大きく中心市街地、中心市街地隣接地及び農村・中山間地域の三つに分けて人口の増減率をみると、中心市街地が1.3%、中心市街地隣接地が+3.6%、農村・中山間地域が-3.5%、市全体で1.0%となっており、「中心から外側へ」、「大外から内側へ」という大きな二つの流れが確認できます。（図3-2）

なお、旧A市に限らず人口減少の著しい農村・中山間地域では、同時に高齢化が進んでおり、総人数の減少と相まって地域コミュニティ機能の低下が懸念される状況にあります。

図3-1 旧A市の小地域別人口増減率(平成12~17年)

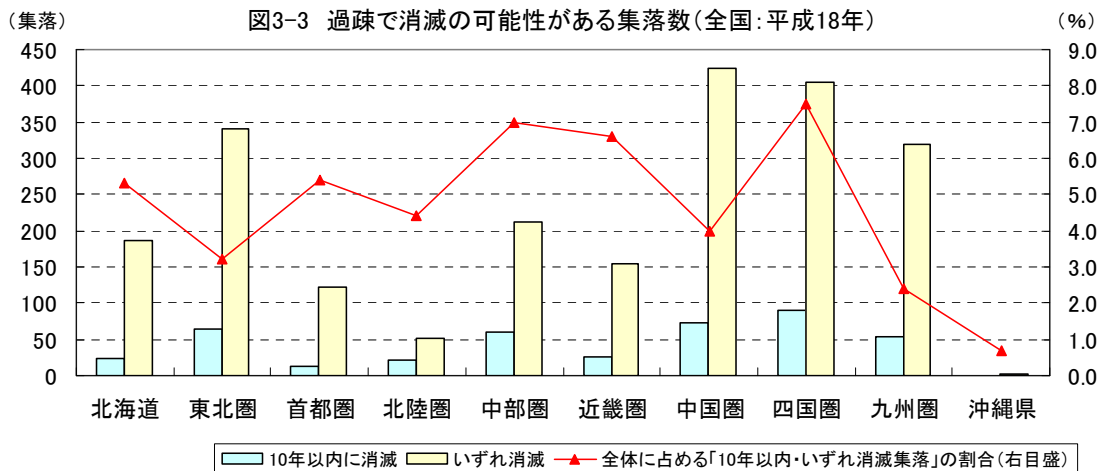




資料)総務省「国勢調査 小地域集計結果」
注)平成12年時点の小地域区分により集計している。

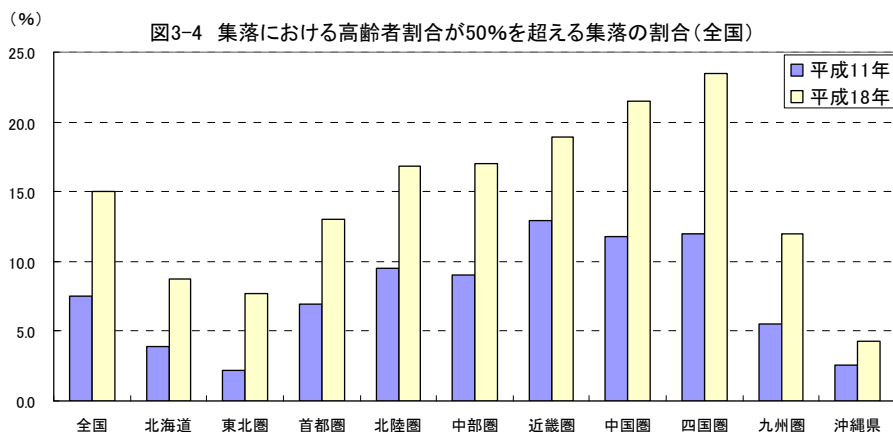
2 集落の高齢化等の状況

国土交通省が平成19年8月にまとめた『国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査最終報告書』によれば、過疎で消滅の可能性がある集落として、東北地方では10年以内に消滅する可能性のある集落が65、いずれ消滅する可能性のある集落が340と合計405の集落が挙げられています。これは、全集落の3.2%を占める数ですが、割合としては沖縄県、九州圏に次ぐ低さとなっています。(図3-3)



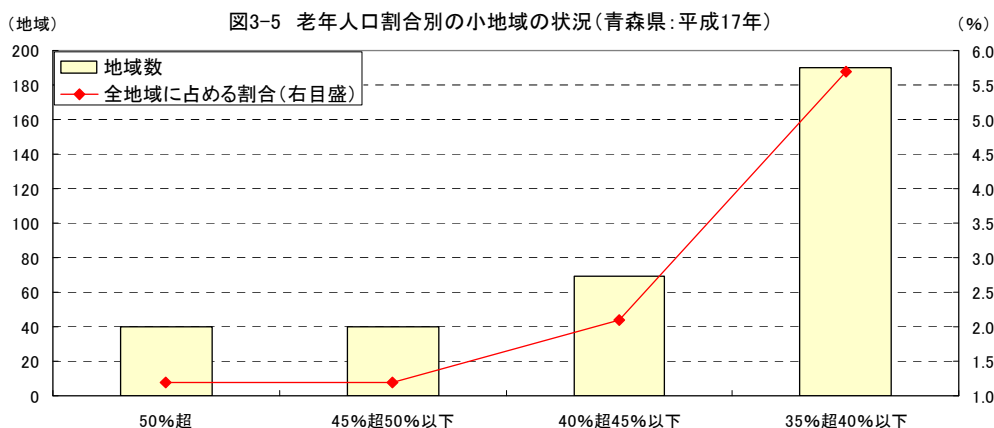
資料)国土交通省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査最終報告書」(平成19年8月)
注)調査対象は、平成18年4月時点における過疎地域市町村における集落(市町村の一部のみが過疎地域と見なされている場合には、その区域のみ)

また、同報告書によれば、集落における高齢者割合(=老年人口割合:65歳以上)が50%を超える集落の割合については、東北地方では平成11年の2.2%から平成18年は7.7%に上昇しています。(図3-4)



資料)国土交通省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査最終報告書」(平成19年8月)
 注)調査対象は、平成18年4月時点における過疎地域市町村における集落(市町村の一部のみが過疎地域と見なされている場合には、その区域のみ)

残念ながら同報告書では、本県のデータは公表されていないため、集落とは異なりますが、平成17年国勢調査の小地域集計結果から本県の状況をみると、老年人口割合が50%を超える地域は全体の1.2%、45%超50%以下が1.2%、40%超45%以下が2.1%、35%超40%以下が5.7%となっており、本県では中山間地域が比較的少ないこともあり、現在のところ該当する地域はあまり多くないと考えられます。(図3-5)



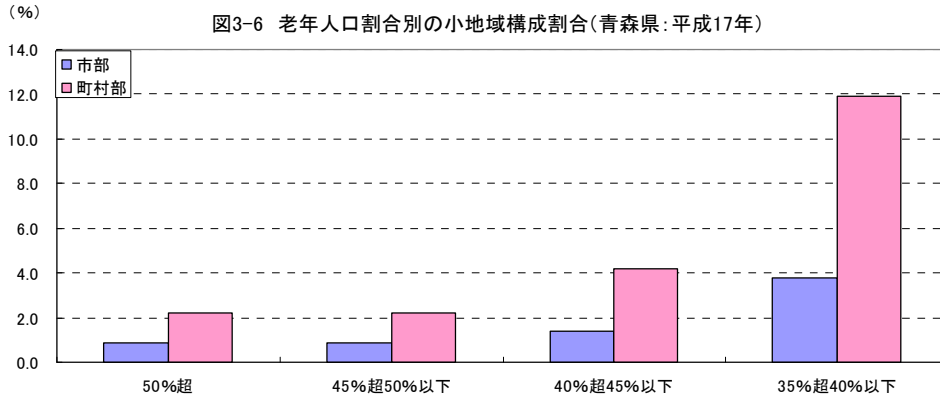
資料)総務省「国勢調査 小地域集計結果」
 注)全地域に占める割合は、「該当地域数÷全地域数」で算定している。
 「個人情報保護等のため秘匿データとなっている小地域」及び「高齢者を対象とした福祉施設等が所在する小地域」は除いている。

一方で、市部と町村部に分けてみると、全階層で町村の方の老年人口割合が高くなっており、50%を超える地域は全体の2.2%、45%超50%以下が2.2%、40%超45%以下が4.2%、35%超40%以下が11.9%と、合計で2割を超しており、確実に高齢化が進んでいる状況がうかがえます。(図3-6)

また、同様に年少人口割合(15歳未満人口)についてみると、0(まったくいない)が全体の1.5%、0%超5%以下が3.5%、5%超10%以下が19.5%と全体の4分の1の小地域で年少人口が10%以下となっています。(図3-7)市部・町村部に分けてみると、ここでも町村部の方が少子化の進んだ地域の割合が高く、10%以下となっている地域が全体の3割を超す状況となっています。(図3-8)なお、こうした少子化の進んだ地域は、農村・中

山間地域に限らず、都市部の商店街など中心部の地域などにも散見されます。

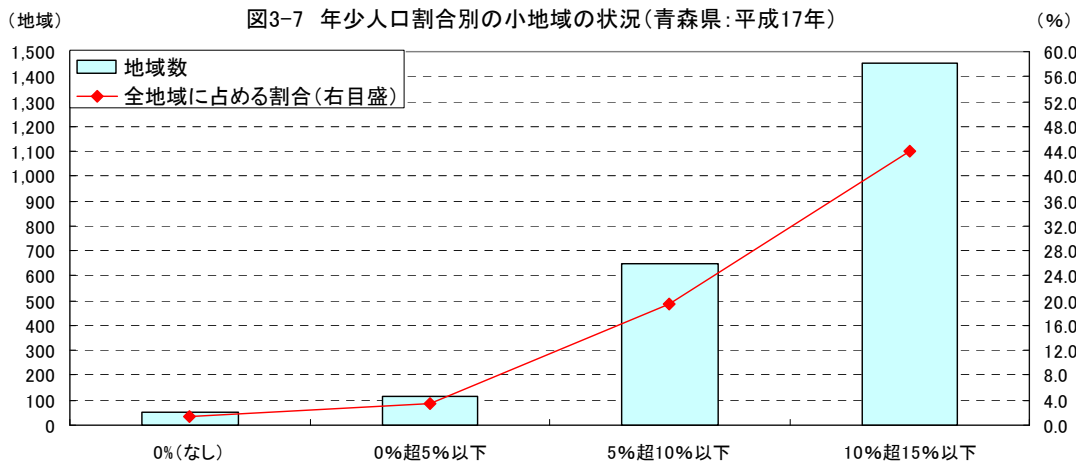
こうした地域（集落）における高齢化・少子化は、基礎的なコミュニティ機能の低下を招くとともに、祭りや伝統といった地域文化の伝承を困難にさせ、地域の“にぎわい”の喪失につながっていくことが懸念されます。



資料)総務省「国勢調査 小地域集計結果」

注)割合は、「該当地域数÷全地域数」で算定している。

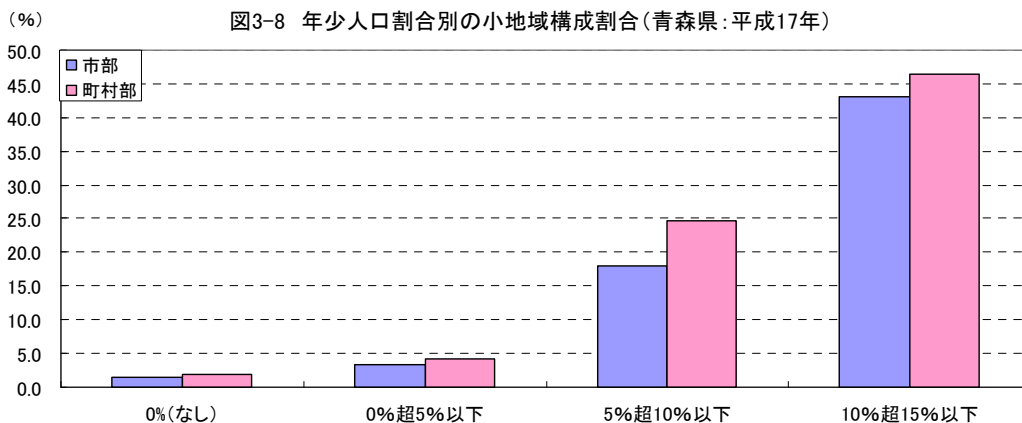
「個人情報保護等のため秘匿データとなっている小地域」及び「高齢者を対象とした福祉施設等が所在する小地域」は除いている。



資料)総務省「国勢調査 小地域集計結果」

注)全地域に占める割合は、「該当地域数÷全地域数」で算定している。

「個人情報保護等のため秘匿データとなっている小地域」及び「高齢者を対象とした福祉施設等が所在する小地域」は除いている。



資料)総務省「国勢調査 小地域集計結果」

注)割合は、「該当地域数÷全地域数」で算定している。

「個人情報保護等のため秘匿データとなっている小地域」及び「高齢者を対象とした福祉施設等が所在する小地域」は除いている。

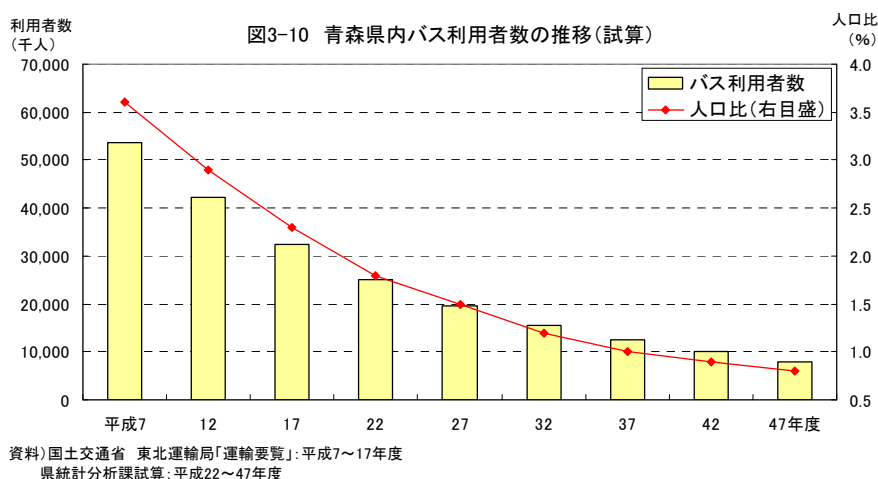
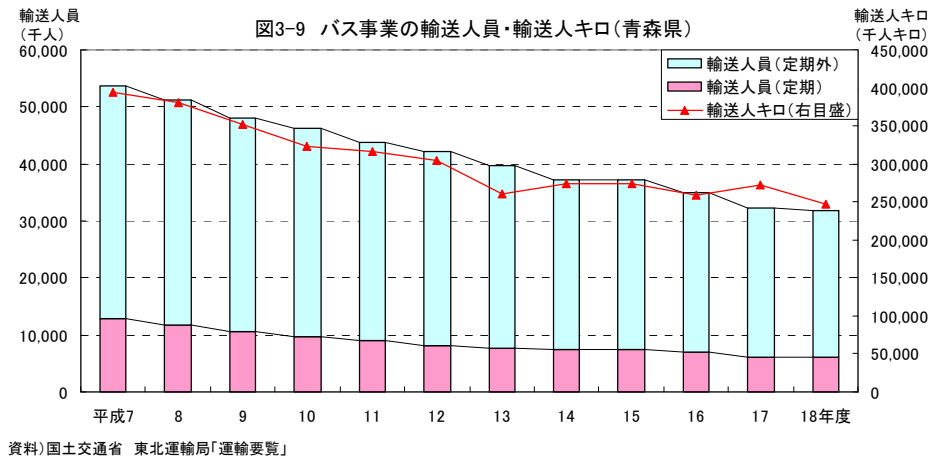
第2節 公共交通機関の維持困難

1 減少が続く利用者数

昭和40年代前半以降のモータリゼーションの進展とともに「地域の足」であった公共交通機関の利用者は激減しており、今後人口減少が進むことにより、地域の公共交通の維持が更に困難になっていくことが予想されます。平成18年度の乗合バスの利用者数(乗合バスを含む。)をみると、定期及び定期外を合わせて3,200万人と平成7年度対比で2,200万人、40.9%の減となっており、これを年率にすると4.7%の減となります。(図3-9)

今後のバスの利用者を試算すると、このままのペースでバス離れが進めば、平成47年度には800万人となり、平成17年度対比で2,400万人、75.2%の減となるものと見込まれ、あくまでも試算ですが、バス事業として維持できない利用水準となっています。(図3-10)

一方で、今後の高齢者の増加による交通弱者の増加を踏まえれば、バス、鉄道等の地域の公共交通の役割は増していくものと考えられます。



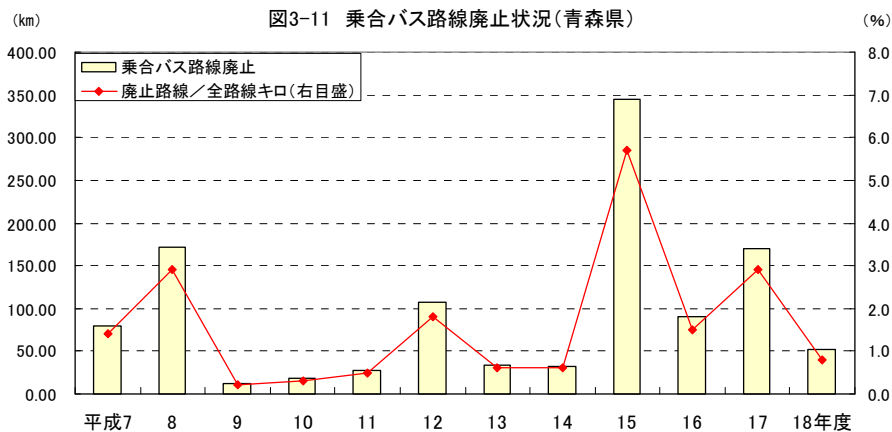
2 増加する廃止バス路線

利用者が減少することに伴い、不採算路線等で廃止バス路線が毎年度発生し、平成9~18年度の累計で891.4kmとなっており、全路線に占める割合で期間平均毎年度1.5%発生

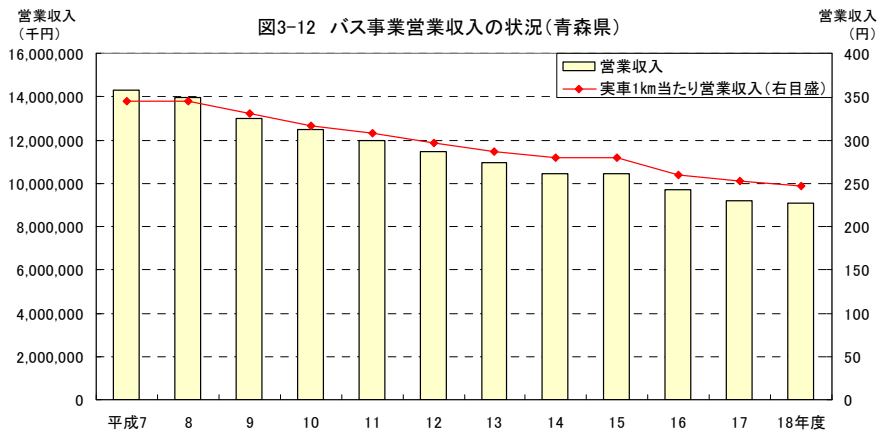
していることとなります。(図3-11)

また、バス利用者の減少に伴いバス事業の営業収入も減少し、営業収入額及び実車1km当たりの営業収入のいずれも年々減少しており、バス事業者の経営も厳しくなっていることがうかがえます。(図3-12)

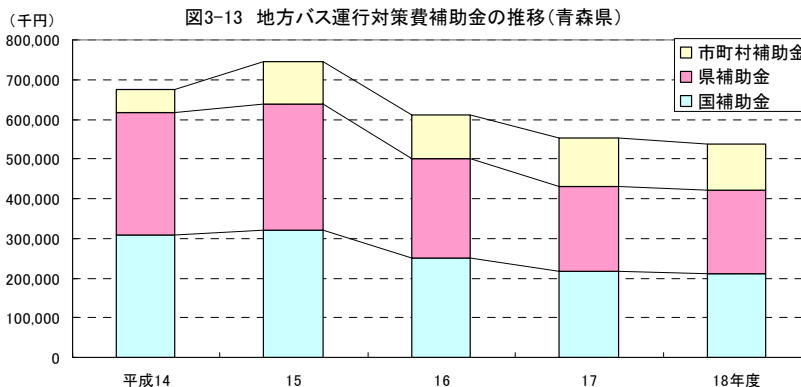
こうした中で、地域公共交通の維持のため、国及び地方自治体から「地方バス運行対策費補助金」が平成18年度実績で合わせて5億3,600万円交付されていますが、国・地方自治体ともに厳しい財政状況にあり、加えて人口減少により減少する税収入等を踏まえれば、補助金の更なる増額は困難であり、新たな手法が求められます。(図3-13)



資料)国土交通省 東北運輸局「運輸要覧」



資料)国土交通省 東北運輸局「運輸要覧」



資料)国土交通省東北運輸局「運輸要覧」、県新幹線・交通政策課資料
注)生活交通路線維持費国庫補助金・県補助金・市町村補助金の「路線維持費+車両購入費」を計上している。

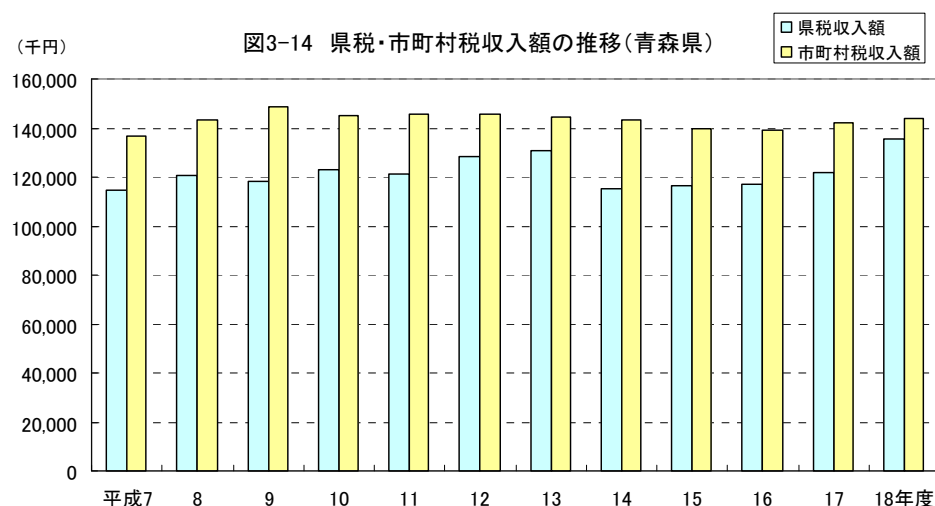
第3節 減少する歳入と増加する行財政需要

1 税収の減少

平成18年度の本県の県税・市町村税収入額については、景気の回復により法人関係税が伸びたことなどから、県税・市町村税ともに前年度を上回っています。(図3-14)

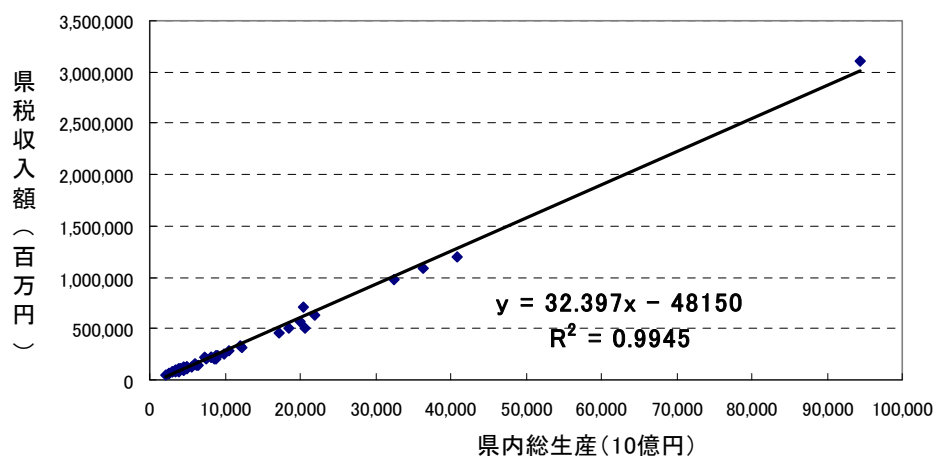
ただし、税収については、税制度に影響を受けるものの、基本的に地域の所得、付加価値、財産等に対して課税されることから、県内総生産との相関が高いとされており、第2章でみたとおり人口減少によって県内総生産が減少すれば、税収もそれに伴い減少していくものと考えられます。(ただし、国からの税源移譲分を除きます。)

この関係は、各都道府県の平成17年度の税収額と平成16年度の県内総生産¹に非常に高い正の相関関係があることから確認できます。(図3-15)



資料) 県税務課「青森県税務統計」、県市町村振興課「地方財政状況調査」

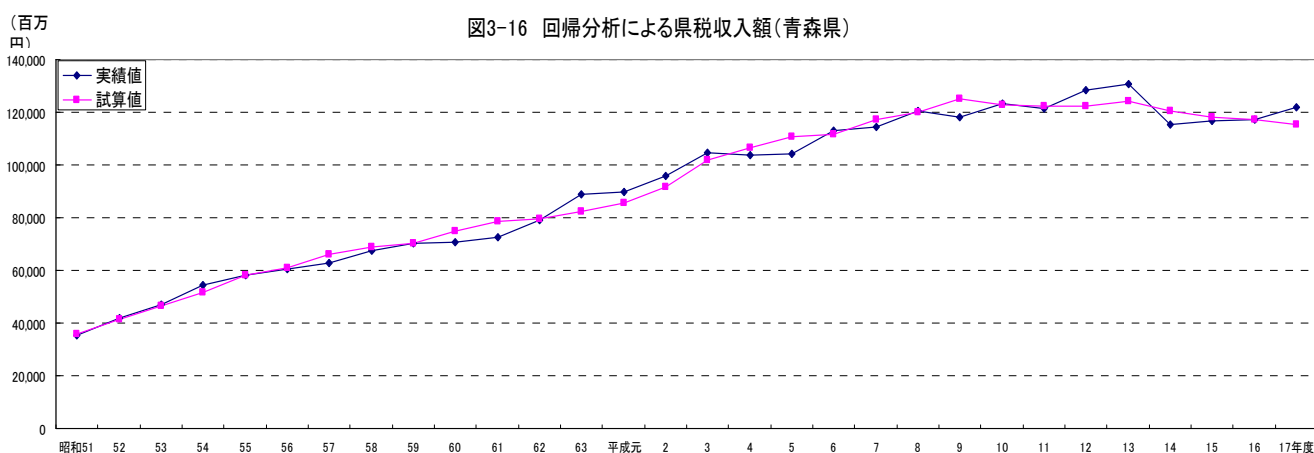
図3-15 県内総生産(平成16年度)と県税収入額(平成17年度)の相関



資料) 内閣府「平成16年度 県民経済計算年報」、県税務課「平成17年度 青森県税務統計」

¹ 前年度の所得等に対して課税される税が多いことから前年度としています。

次に、本県の県内総生産(= 総支出) (名目) が本県の県税収入額に与える影響について、定量的に把握するため回帰分析を行うと、誤差の比較的小さい下記の推計式が得られました。(図 3-16) この推計式からは、県内総生産(名目) が 1 億円減少すると県税収入額は約 2.8 百万円減少する関係が得られました。(ただし、平成 19 年度から実施された国からの税源移譲分は含まれていません。) 仮に、第 2 章の人口減少による総生産の平均減少率 1.1% 分(平成 17 年度総生産 42,748 億円 \times 1.1% = 470.2 億円) で税収入の減少額を試算すると年平均 13 億 25 百万円の減少となります。あくまでも 1 試算にすぎませんが、今後人口減少により総生産が減少すれば、それに伴い税収入も減少していくことが想定される結果となっています。



資料) 県統計分析課試算

■ 回帰分析による推計式

県税収入額 (最小二乗法 昭和51 - 平成17年度)

$$AMTAX = -6,060.64 + 0.028176 * (AMGDP(1))$$

t値 (-2.39) (40.10)

決定係数 = 0.9823 標準誤差 = 3865.588 ダービン・ワトソン比 = 1.49

AMTAX : 県税収入額(百万円),
 AMGDP : 県内総支出(名目:百万円)
 ※(1)は1年度前を示す。

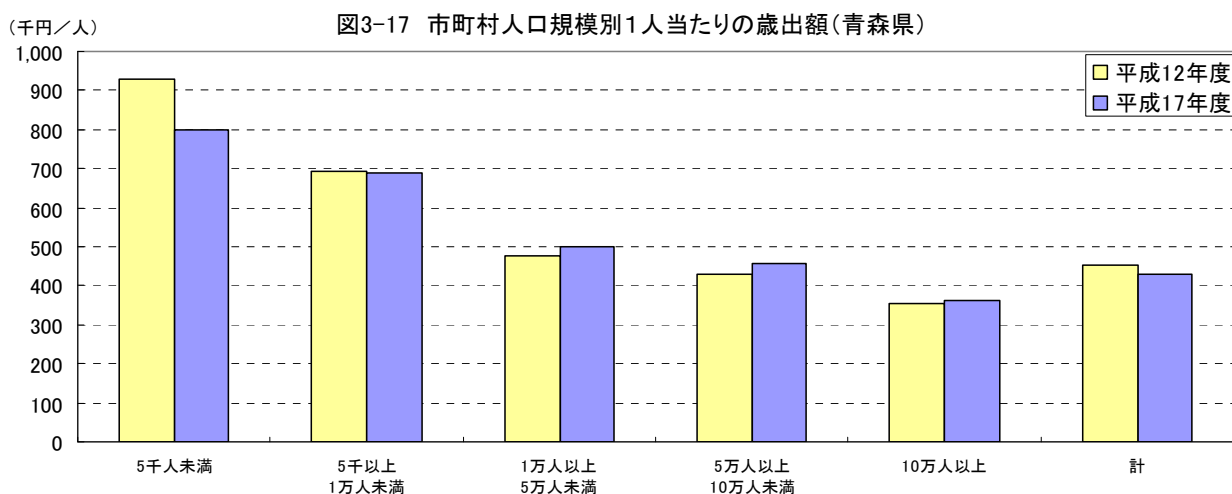
2 規模の経済性の喪失

歳出に目を向ければ、人口減少が進み規模の経済性、いわゆるスケールメリットが失われることにより、行政サービスの効率性が低下することが懸念されます。

平成12年度及び平成17年度の市町村の人口規模別の1人当たりの歳出額をみると、いずれの年度においても、5千人未満の人口規模の自治体で“人口1人当たりの歳出額”が最も大きく、規模が大きくなるほど“人口1人当たりの歳出額”が小さくなっています。

なお、平成17年度では、5千人未満の自治体と10万人以上の自治体では、2倍以上の開きとなっています。(図3-17)

このように、人口減少が進み各自治体の規模が小さくなることでスケールメリット(規模の経済性)が失われ、行政サービスの効率性が落ちることが懸念されるため、各地方自治体においてさらなる効率性の向上が求められます。

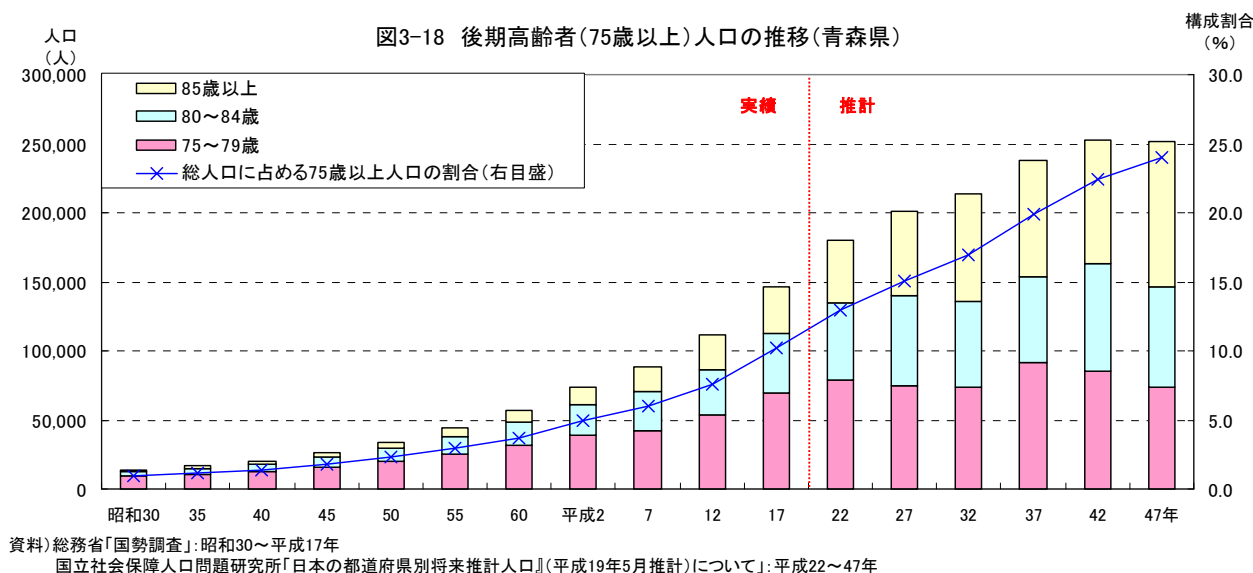


資料)総務省「国勢調査」、県市町村振興課「市町村財政便覧」
注)平成12年度:67市町村、平成17年度40市町村

3 高齢化による行財政需要の増大

後期高齢者の増加

今後、後期高齢者（75歳以上）の増加等により介護等に関する需要は増加していくものと見込まれます。本県の後期高齢者は、平成17年で14万6千人と人口の10.2%を占めており、『将来推計人口』によれば、後期高齢者はこのまま増加を続け、平成47年には25万2千人と人口の24.0%を占めるものと見込まれています。（図3-18）

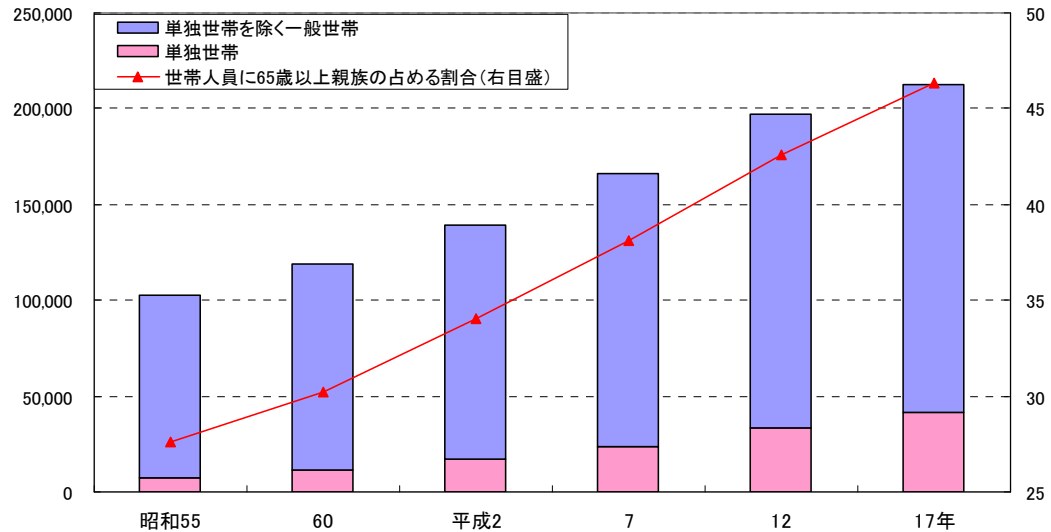


高齢者のみ世帯の増加

平成17年の国勢調査によれば、65歳以上の親族のいる一般世帯数は、21万2千世帯と全体の46.3%を占めており、世帯数及びその割合は年々増加しています。更に、高齢者（65歳以上）単独世帯や高齢者夫婦（のみの）世帯も年々増加しており、平成17年の高齢者単独・夫婦世帯は合わせて8万6千世帯と全体の17.0%を占めています。（図3-19、20）これらの世帯では、家族による介護等が期待できず、平成12年度から実施された介護保険制度に負うところが大きいものと考えられます。

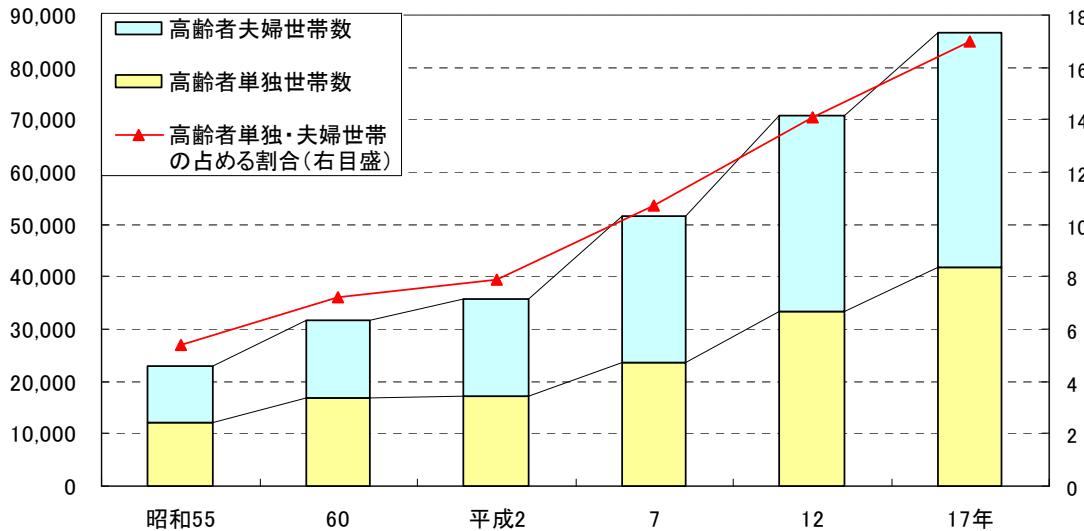
ここで、本県の平成17年度の介護保険要介護（支援）認定者数についてみると、要支援及び要介護1の認定者数が2万9千人、要介護2から5の認定者数が3万1千人となっています。当該認定者については、『あおり高齢者すこやか自立プラン』（県高齢福祉保険課）によれば今後増加していくものと想定されており、平成26年度には、要支援及び要介護1の認定者数が3万9千人（平成17年度対比34.5%増）、要介護2から5の認定者数が3万8千人（同22.6%増）と見込まれています。（図3-21）

図3-19 65歳以上親族のいる一般世帯数の推移(青森県) (%)



資料)総務省「国勢調査」

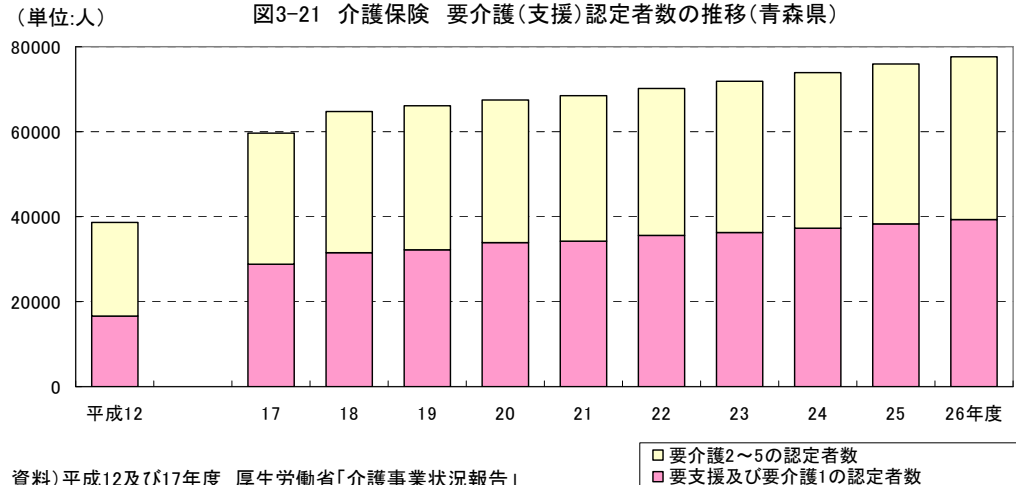
図3-20 高齢者単独・夫婦世帯数の推移(青森県) (%)



資料)総務省「国勢調査」

注)割合は、「(高齢者単独世帯数+高齢者夫婦世帯数)÷一般世帯数」で算定。

図3-21 介護保険 要介護(支援)認定者数の推移(青森県)



資料)平成12及び17年度 厚生労働省「介護事業状況報告」

※第1号被保険者

平成18年度以降 青森県「あおり高齢者すこやか自立プラン」

※平成18年度以降は介護予防対策後の数値

増加する行財政負担

1人当たりの老人医療費をみると、介護保険制度がスタートした平成12年度から減少傾向にありましたが、平成15年度から再び上昇に転じ、平成17年度では73万7千円となっています。でみたとおり今後増加していくと見込まれる後期高齢者に比例し、老人医療費に関する財政需要も増加していくことが見込まれます。(図3-22)

次に、介護保険に目を向けると、平成19年4月審査分で、介護予防サービス受給者1人当たりの費用額が3万9千円、介護サービス受給者1人当たりの費用額が15万5千円となっています。平成18年度に介護保険制度が改正されたことから、それぞれの1人当たりの費用額が今後どのように推移していくのかは現段階では不明ですが、でみたとおり今後増加していくと見込まれる介護保険要介護(支援)認定者数に比例し、介護サービス費用に関する財政需要は増加していくものと見込まれます。(図3-23)

このように高齢化に伴い増加していく財政需要に対応するためには、行財政の一層の効率化が不可欠であると考えられます。

図3-22 1人当たり老人医療費の推移(全国、青森県)

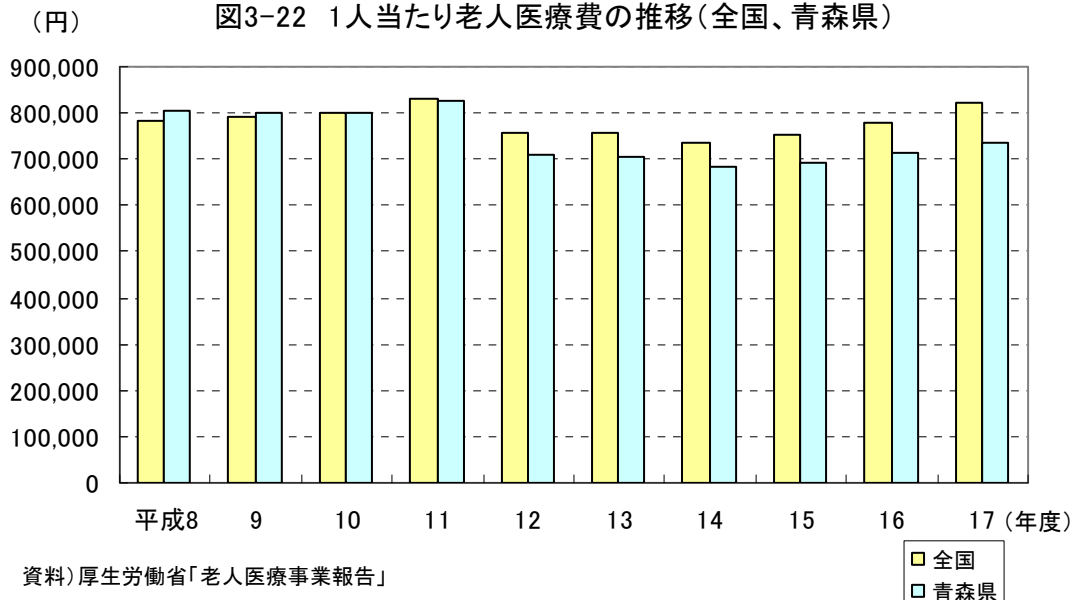
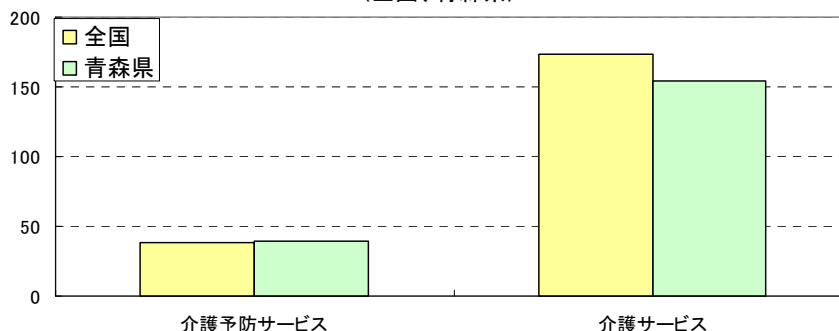


図3-23 介護保険受給者1人当たり費用額(全国、青森県)



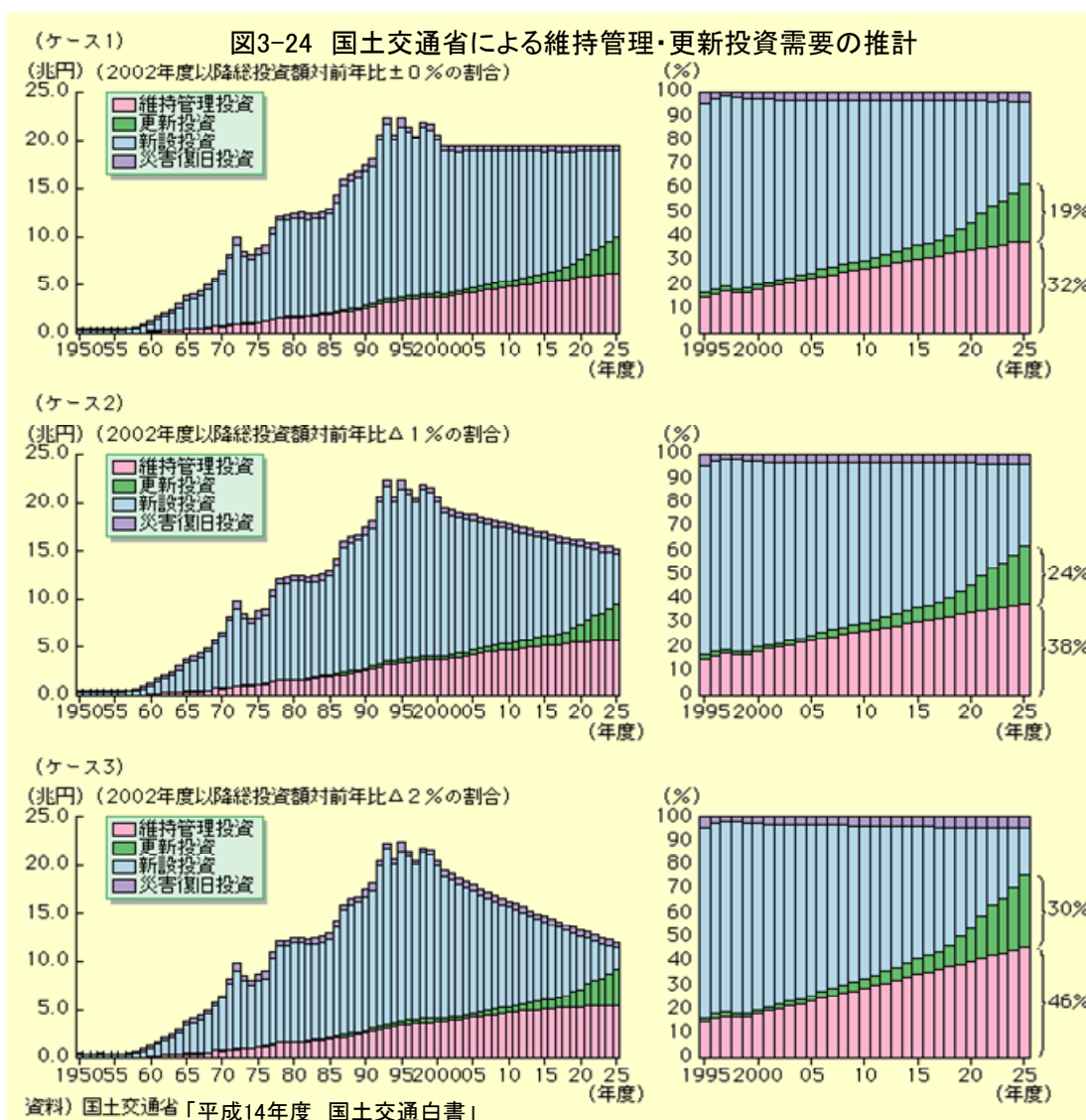
資料)厚生労働省「介護保険給付費実態調査」平成19年4月審査分

注)介護予防サービス受給者1人当たりの費用額と介護サービス受給者1人当たりの費用額をそれぞれ表示している。

4 社会資本の維持・更新費用の増加

国土交通省の『平成14年度国土交通白書』によれば、道路、下水道等の社会資本について耐用年数¹等から試算すると、今後維持管理・更新費用が増大することが見込まれています。平成14年度以降総投資額を対前年比0%としたケースで、平成37(2025)年度にはその内維持管理の投資が32%、更新の投資が19%に上るとされています。(図3-24)

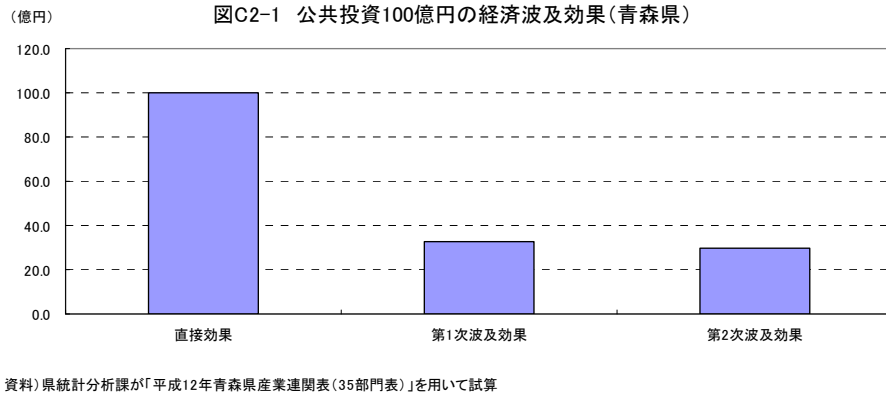
これらの推計結果は、一定の仮定の下で試算されたものですが、人口減少社会において投資額が限定されていく中で、高度成長期等に集中的に整備された社会資本の老朽化に比例して、維持管理・更新コストの占める割合が加速的に増大する傾向は明らかであり、本県においても、程度の違いはあれ同様の傾向で推移するものと想定されます。今後は、限られた予算の中で、新規投資からメンテナンスのための投資へ、一律的な社会資本の整備から選択と集中による効率的な整備へと移行していくことが求められます。



¹ 耐用年数については、道路改良60年、橋梁整備60年、舗装10年、港湾49年、下水道58年等とされています。詳しくは、「平成14年度国土交通白書」(国土交通省)を参照ください。

<コラム2 検証：公共投資の経済波及効果>

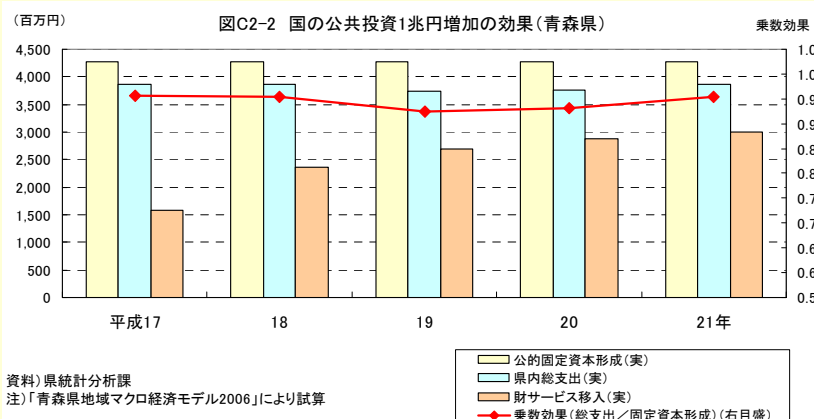
公共投資の経済波及効果を試算するため、よく行われるのが「産業連関表」を使った分析ですが、実際に「平成12年青森県産業連関表」を用いて試算してみると、100億円の公共投資（建設）を行った場合、直接効果100億円、第1次波及効果32.6億円、第2次波及効果29.4億円の合計162.0億円の経済波及効果(1.62倍)となります。(図C2-1)



公共投資は、経済活動の基盤づくりや災害に対する安全・安心のために必要不可欠なものです。景気対策としての公共投資実施(いわゆるケインズ政策)に関しては、次の二つの意見があります。

一つ目は、現在の公共投資は、国や地方公共団体の借金で行われており、将来の経済需要(有効需要)を現在に持ってくることになるため、現在の経済がプラスになるとしても将来時点ではマイナスとなることから、乗数効果は1、つまり直接効果分のみとなるという意見です。

二つ目は、産業連関表では、建設について直接効果がすべて青森県内で発生する前提となっていますが、実際の公共事業では県外の事業者が工事を請け負うことも多く、効果の一部が県外に流出しているとの意見です。そこで、「マクロ経済モデル」を用いて国の公共投資が毎年1兆円増加した場合の本県への経済波及効果を試算してみると、平成21年時点で県の公的固定資本形成は4,275百万円増加しますが、財・サービスの移入の増加という形で効果が一部県外に流出するため、県内総支出(総生産)は3,859百万円となり、その効果は0.903と1を下回る結果となっています。(図C2-2)



第4章 人口減少社会における地域活性化

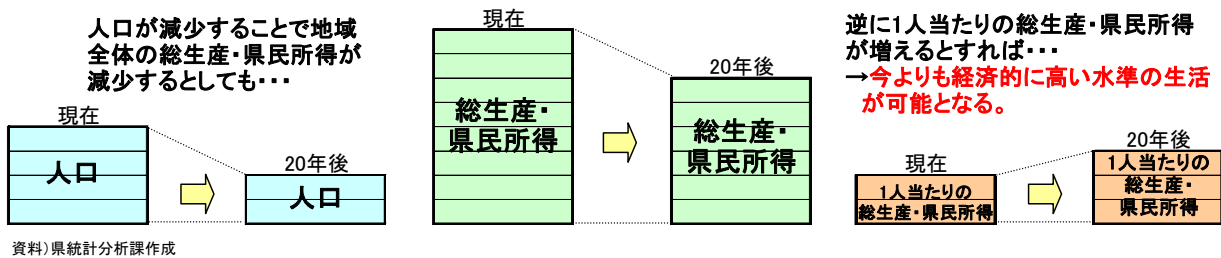
この章では、第2章及び第3章でみた人口減少が地域に及ぼす影響を踏まえた上で、地域活性化の方向性について考えます。

第1節 地域経済の活性化

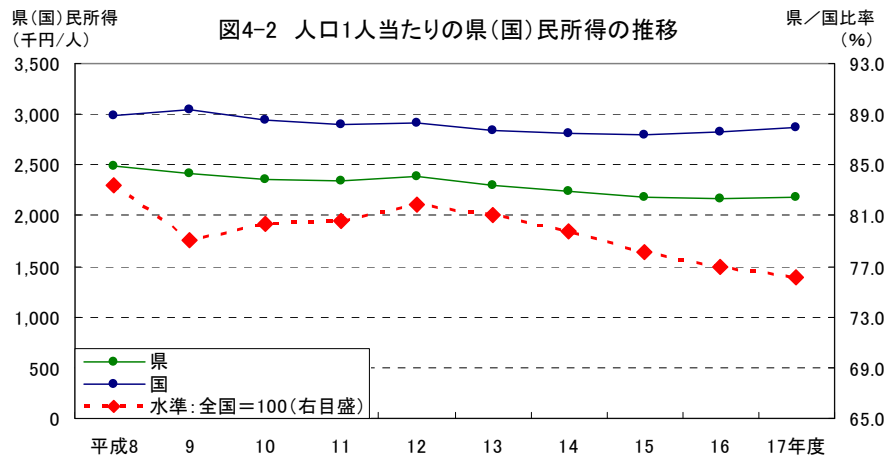
1 県民1人当たりの総生産・県民所得の向上

第2章でみたとおり人口減少は、地域経済の縮小を招くことが懸念されます。しかし、必ずしも「地域経済の縮小＝経済の停滞」ではありません。人口減少によって20年後の地域全体の総生産や県民所得が減少したとしても、1人当たりの総生産や県民所得を増やすことができれば、現在よりも経済的に高い水準の生活が可能となります。トータルの量ではなく、1人当たりの量で考える必要があります。

図4-1 人口減少社会における地域経済の活性化イメージ



ここで本県の1人当たりの県民所得をみると、平成12年度から減少傾向にあり、平成17年度では2,184千円となっています。1人当たりの国民所得(暦年)と比較すると、平成13年度からその差が拡大しており、1人当たりの国民所得を100とすると平成17年度の1人当たりの県民所得は76.1と全国水準を大きく下回っています。(図4-2)



資料) 内閣府「国民経済計算年報 平成19年度版」、県統計分析課「平成17年度 青森県県民経済計算」
注) 人口1人当たりの県(国)民所得は、「県(国)民所得÷県(国)人口」で算定している。
国の人口1人当たりの国民所得は、暦年の額を表示している。

1人当たりの県民所得は、就業率、県民分配率、労働生産性の三つの構成要素から成り立っています。国民所得の水準を大きく下回る本県の1人当たりの県民所得ですが、その要因をこの構成要素別にみると、“労働生産性”が県民所得の水準を大きく引き下げており、平成16年度から全国との差が更に拡大していることが分かります。(図4-3)この労働生産性を向上させることが、本県の1人当たりの県民所得を向上させる上でのポイントとなります。

次に、経済活動別の労働生産性を全国と比較すると、サービス業が上回っている以外は全国水準を下回っており、特に製造業では全国の6割の水準となっています。本県の労働生産性の水準を引き上げるためには、製造業の労働生産性を引き上げることが必要であると考えられます。(図4-4)

このように全国水準を大きく下回る本県の労働生産性ですが、逆に考えれば向上する余地が多く残されているということです。参考までに、平成17年度の県内総生産・県民所得を維持するために必要な労働生産性を試算すると、平成17年度の労働生産性を100とした場合、平成27年度で111.5となり、年率に換算すると1.1%の伸長率となります。この伸長率が達成できれば、県民1人当たりの総生産・県民所得は、現在の約1.1倍となります。(図4-5)

なお、本県の平成8～17年度の労働生産性の平均伸長率の実績が0.8%(図4-6)ですから、今後の地域全体での努力次第では十分に達成可能な水準であり、人口減少社会においても地域経済の活性化を実現することは可能であると考えられます。

$$\begin{aligned}
 \text{一人当たりの県民所得} &= \frac{\text{①県民所得}}{\text{②人口}} \\
 &= \frac{\text{③県内就業者数}}{\text{②人口}} \times \frac{\text{①県民所得}}{\text{④県内総生産}} \times \frac{\text{④県内総生産}}{\text{③県内就業者数}} \\
 &= \text{①県内就業率} \times \text{②県民分配率} \times \text{③労働生産性}
 \end{aligned}$$

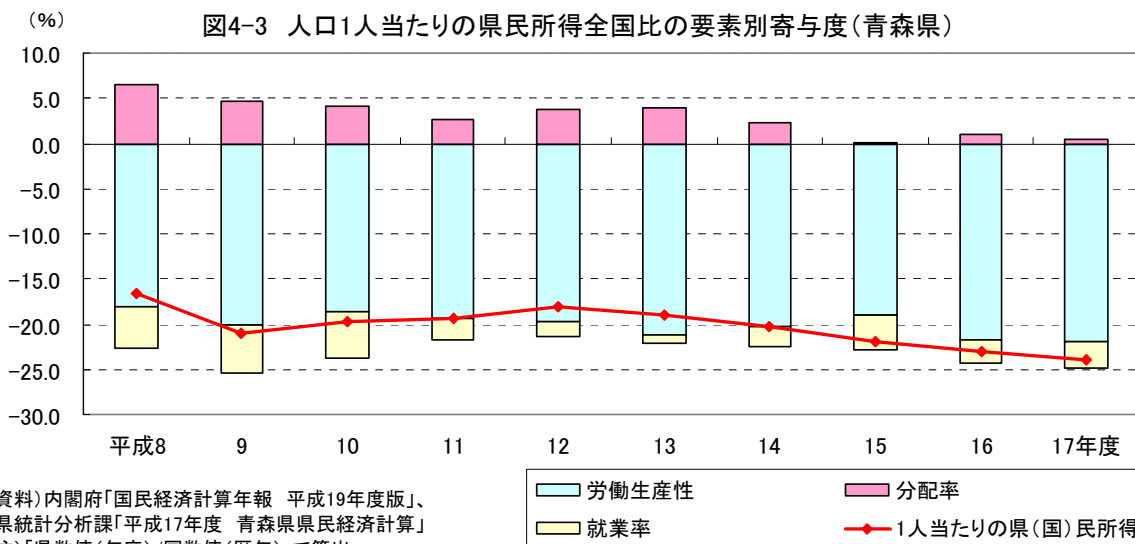
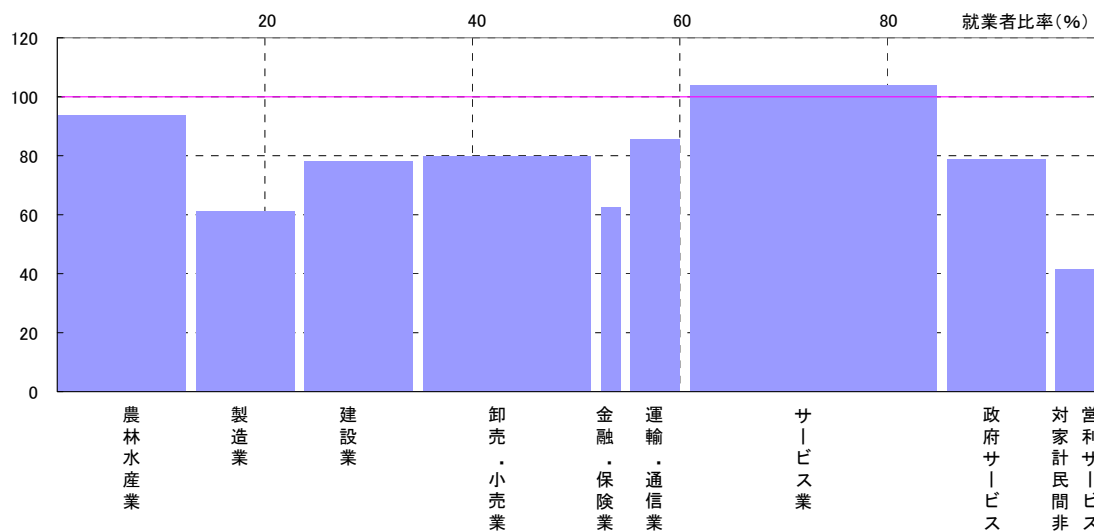
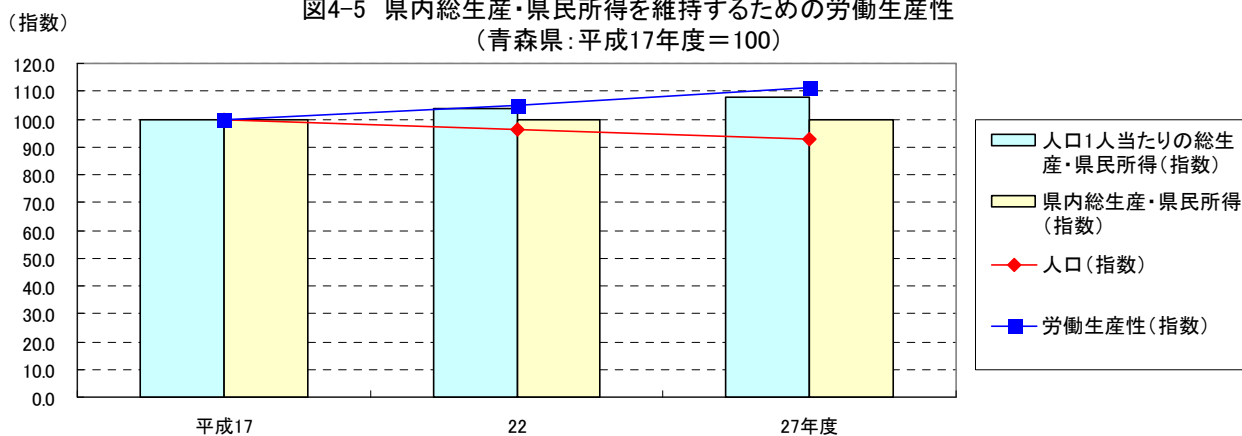


図4-4 経済活動別労働生産性の水準(全国=100)



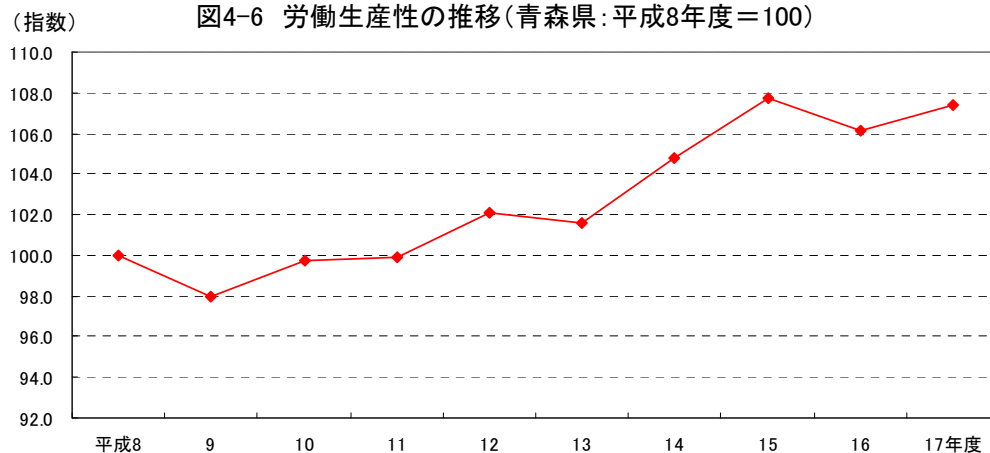
(資料)内閣府「平成19年版 国民経済計算年報」、県統計分析課「平成17年度青森県県民経済計算」
 注)ここでの値は(平成17年度経済活動別県内総生産/県内就業者数)÷(平成17年度国内総生産/国内就業者数)により算出。
 就業者比率が1%に満たない鉱業、電気・ガス・水道業、不動産業は除いている。

図4-5 県内総生産・県民所得を維持するための労働生産性 (青森県:平成17年度=100)



資料)総務省「国勢調査」:平成17年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)について」:平成22~27年
 県統計分析課「平成17年度 青森県県民経済計算」
 注)「労働生産性=総生産÷就業者数(県民経済計算 県内就業者数)」として算定
 平成22年度以降の就業者数については、県統計分析課で試算
 県民分配率は、平成17年度で一定として試算
 物価変動は考慮していない。

図4-6 労働生産性の推移(青森県:平成8年度=100)



資料)県統計分析課「平成17年度 青森県県民経済計算」
 注)「労働生産性=県内総生産(実質:連鎖方式)÷就業者数(県内)」で算出している。

2 県民所得の向上に向けて

労働生産性の向上

ア 食料品製造業における労働生産性

“労働生産性”とは、就業者1人当たりの“付加価値（総生産）”であり、労働生産性の向上とは、付加価値を増加させるということです。そこで、本県の主な製造業の中で他産業への経済波及効果が最も高い産業であり、『平成18年度 青森県社会経済白書』で提言された「食料産業クラスター¹」において農業・漁業とともにその中核をなすべきとしている“食料品製造業”の労働生産性の向上について、産業構造の観点から「産業連関表」を使って考えてみます。

本県の食料品製造業の現状を把握するため、本県と産業構造が比較的類似している東北6県、本県と同様に製造業の総生産に占める食料品製造業の割合の高い県、本県と同様に全産業の総生産に占める食料品製造業の割合の高い県の、本県を含め合計22県（産業連関表の小分類がホームページ上で公表されていない道県は除いています。）で、食料品製造業に100億円の県内需要が発生した場合の比較を行いました。

その結果をみると、誘発された生産額の中に粗付加価値額²が多く含まれているほど、県内の粗付加価値額は増加しますが、その割合を示す「粗付加価値率」については、本県の食料品製造業では0.350と平均の水準を下回り、全22県中17位と低くなっています。（図4-7）

次に、生産に必要な原材料を県内から調達するほど（県外へ付加価値が流出しないため）県内の付加価値額は増加しますが、その割合を示す「県内自給率³」については、関連産業の合計で0.513と全22県中9位となっており、平均の水準を上回っています。ただし、本県を上回っているのは、岩手県、秋田県、宮崎県、鹿児島県など第一次産業の総生産の割合の高い、いわゆる農業・漁業県であり、本県においても県内自給率を更に向上させる余地があると考えられます。（図4-8）

また、各産業の連関性が高いほど、一つの産業に需要が発生したときに他産業に与える影響が大きく、地域で生み出される付加価値が増加しますが、その値を仮に「連関指数⁴」と名付けると、今回の本県連関指数は1.327と全22県中13位と平均の水準を下回っています。（図4-9）

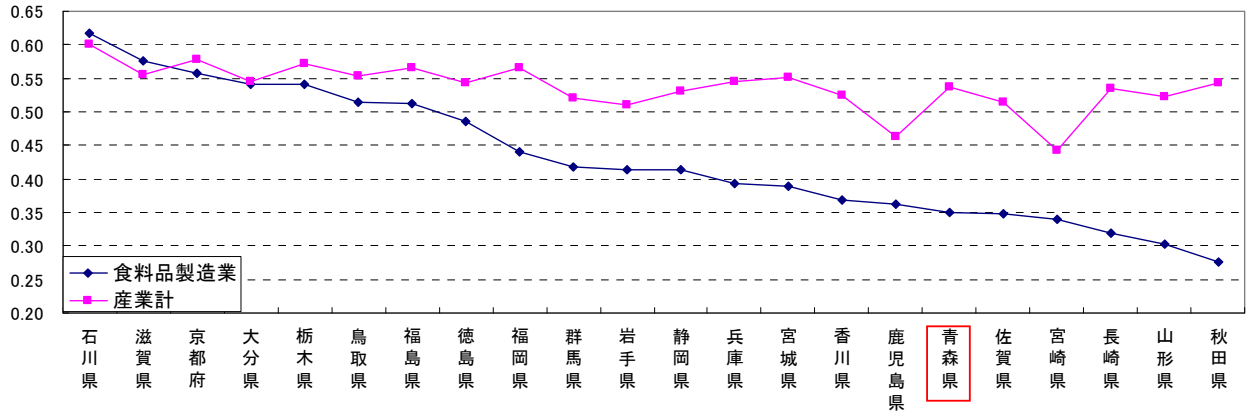
¹ 「産業クラスター」とは、米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で、「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいいます。詳しくは、『平成18年度 青森県社会経済白書』を参照ください。

² 「粗付加価値額」とは、生産額（産出額）から原材料費を除いた額であり、減価償却費と付加価値額から構成されます。

³ ここでの「県内自給率」とは、「県内産品需要額」（合計）を同「原材料投入額」（合計）で除して求めています。

⁴ 「連関指数」とは、産業連関の強さを示すものとして、「第1次生産誘発額」（合計）を同「県内産品需要額」（合計）で除して求めています。

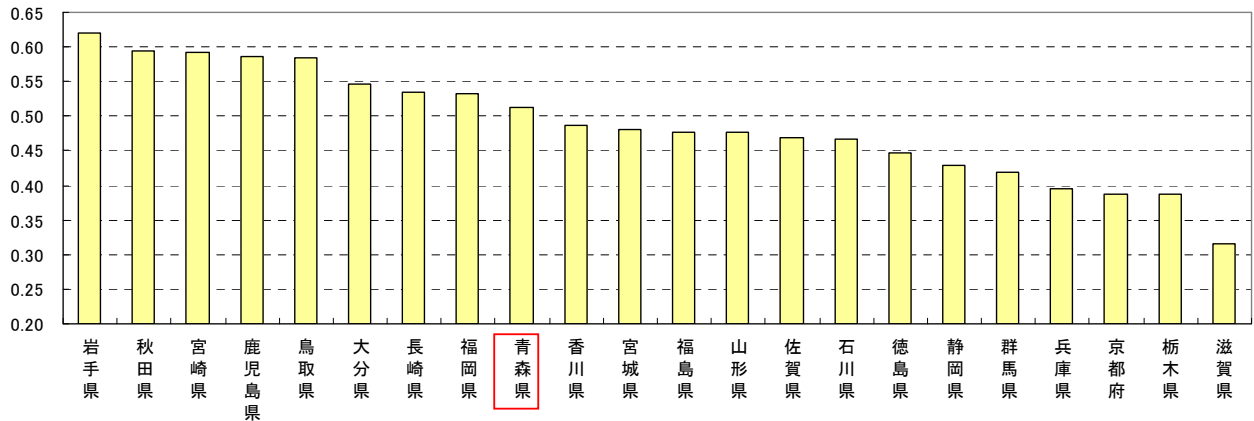
図4-7 各県の粗付加価値率(食料品製造業に県内需要100億円が発生したケース)



資料) 県統計分析課試算(各県の産業連関表については、県統計分析課で35部門表に組み替えて試算)

注) 産業計の粗付加価値率については、各県比較を可能とするため、産業連関表で算出した「第1次付加価値誘発額」(合計)を同「第1次生産誘発額」(合計額)で除して求めた値である。

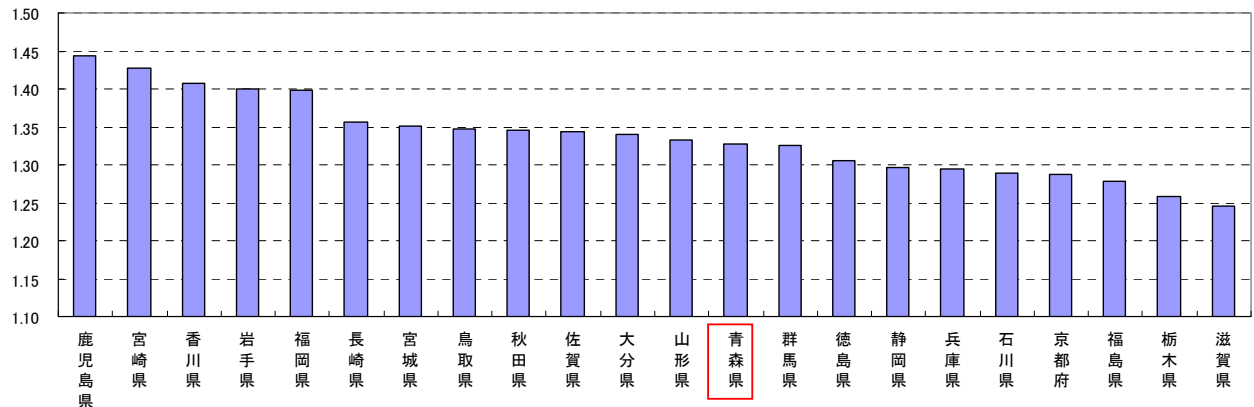
図4-8 各県の自給率(食料品製造業に県内需要100億円が発生したケース)



資料) 県統計分析課試算(各県の産業連関表については、県統計分析課で35部門表に組み替えて試算)

注) 自給率については、各県比較を可能とするため、産業連関表で算出した「県内産品需要額」(合計)を同「原材料投入額」(合計)で除して求めた値である。

図4-9 各県の連関指数(食料品製造業に県内需要100億円が発生したケース)



資料) 県統計分析課試算(各県の産業連関表については、県統計分析課で35部門表に組み替えて試算)

注) 表示している連関指数は、各県比較を可能とするため、各県の産業連関表で算出した「第1次生産誘発額」(合計)を同「県内産品需要額」(合計)で除して求めた値である。

イ 付加価値の獲得

目指すべき「労働生産性の向上」とは、「地域の付加価値を増やす」ことであり、「付加価値を新たにつくる」又は「付加価値を地域に落とす」ことです。付加価値とは、生産額から原材料費と減価償却費を除いたもので、利益や従業員などの給料などで構成されるものであるため、付加価値が発生しない地域には雇用も発生しません。

先ほどの産業連関表の分析から本県の労働生産性を高めるためのポイントとして、付加価値率の向上、県内自給率の向上、産業連関の強化が必要であることが明らかとなりましたが、続いて、人口減少社会において求められる変化等を踏まえ、今後の取組の方向性を考えます。(図4-10)

図4-10 労働生産性の向上に向けた方向性

労働生産性向上のポイント	人口減少社会において求められる変化等	取組の方向
①付加価値率の向上	「大量生産・大量販売」から「少量生産・付加価値販売」へ 「マスマーケティング」から「ターゲティング」へ	生産・流通・販売におけるイノベーション
②県内自給率の向上	原材料の「移輸入」から「県内調達」へ 「原材料の移輸出」から「製品の移輸出」へ	県内取引のネットワークの強化
③産業連関の強化	「モノ」から「モノ+サービス」・「モノ+モノ」へ 「縦割り」から「ネットワーク」へ	異業種産業によるコラボレーションの推進

資料) 県統計分析課作成

(ア) 付加価値率の向上 ～ネットワークをつなぐ“産業支援人財”～

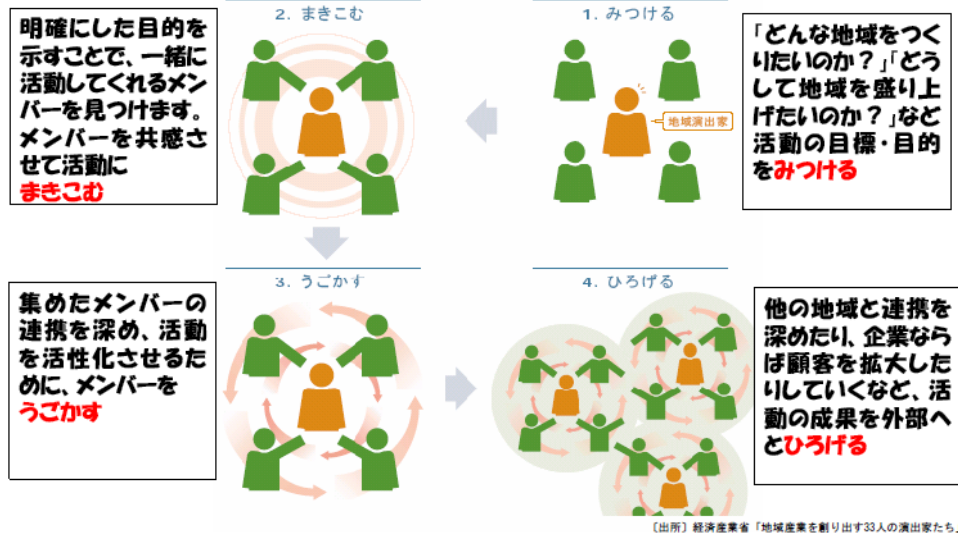
付加価値率の向上については、生産・流通・販売におけるイノベーションを起こしていくことが有効です。特に、人口減少社会においては、顧客の数が減少することから「大量生産・大量販売」型から顧客ニーズを踏まえた「少量生産・付加価値販売」型への転換が求められるため、マーケティング機能の強化が必要となります。「良いものは売れる」から「顧客が求めるものを生産・販売する」という発想の転換が必要であり、大多数の顧客を対象とする「マス・マーケティング」から特定の年齢層・集団を対象とする「ターゲティング」への転換を図っていくことが必要です。今後、マーケティングを担う人財の育成・確保がより一層重要となります。

また、付加価値率の向上には、大学等の研究開発機関との産学連携による生産分野でのイノベーションが非常に重要であり、高い効果も期待できます。一方で、産学連携は成果を挙げるまでに相当の時間を要するものですが、この産学連携を成果に結びつけていくためには、その橋渡しを行う人財の育成・確保が重要です。このような人財に求められる役割は、技術シーズが実用化された姿をイメージし、それを実現するために必要なプレイヤー同士を集め、つなげて共同研究を実施させることです。こうした共同研究を通じてイノベーションが発生することとなれば、地域に大きな付加価値を生み出すこととなります。

このような人財は、これまでの「コーディネーター」的な役割を超えた「産業支援人財」として、地域を盛り上げるために、周りを“共感させ”“巻き込み”“動かし”“広げる”こ

とにより、“人的ネットワーク”を構築・活性化していく中核的人物であることが求められます。(図 4-11) 将来に向けて産業支援人財を育成していくとともに、こうした人財が県内に不足している現状を踏まえ、県外から適任者を“人財誘致”することにも取り組んでいくべきだと考えられます。

図4-11 産業支援人財に求められる役割



(イ) 県内自給率の向上 ～県内取引のネットワークの強化～

次に、県内自給率の向上については、原材料の「移輸入」から「県内調達」への転換、「産業における地産地消」を進めることが必要です。移輸入の減少は付加価値の県外流出の減少を意味することから、原材料の県内調達を図れば付加価値が「地域に落ちる」こととなります。したがって、県内取引のネットワークを強化していくことが必要となります。

また、「原材料の移輸出」から「製品の移輸出」に転換していくことも重要な取組です。例えば、県内産のイモを原材料にした焼酎を県外の酒造工場で生産した場合、焼酎の生産による付加価値は県外に発生することになります。一般的に原材料の生産による付加価値よりも製品（焼酎）生産による付加価値の方が大きいとされており、焼酎を本県の酒造メーカーで生産することになれば大きな付加価値が県内にもたらされることとなります。

こうした原材料の「移輸入」から「県内調達」への転換、「原材料の移輸出」から「製品の移輸出」への転換を図るためには、食料品製造業者と農業者、食料品製造業者と包装品製造業者などといった業界を越えた県内の“産業ネットワークづくり”を進めていくことが効果的であり、ネットワーク形成に向け、行政においても商工業、農水産業といった縦割りを越えた施策を実施していくことが重要です。

また、このような県内自給率の向上の取組は、県内企業においても 青森県産の原材料を使った青森県産の製品（Made in 青森）として、県外の消費者に対する地域産品としての（付加）価値を高める、地域の付加価値が増加することによる県内消費の拡大といった効果（メリット）をもたらすものであり、積極的な取組が期待されます。

なお、参考までに県内自給率の向上による経済効果を「平成12年度青森県産業連関表」を用いて試算¹してみると、食料品製造業の県内自給率が10%向上した場合、県内の粗付加価値額は0.8%増加します。粗付加価値額から減価償却費を除いたものが県内総生産(=付加価値額)ですから、減価償却費の比率が一定であれば、食料品製造業の県内自給率の10%の向上は、経済成長率を0.8%引き上げることになります。(表4-1)

表4-1 食料品製造業の県内自給率が10%向上した場合の増加額
(単位:百万円)

区 分	中間需要額	最終需要額	移輸入額	県内生産額
中間投入額	21,842	0	38,849	60,691
粗付加価値額	38,849			
県内生産額	60,691			

資料)「平成12年青森県産業連関表(35部門表)」に基づいて県統計分析課試算

注)10%分の需要は農業に発生するものとしている。

粗付加価値額の増加は、所得の増加をもたらし、域内消費(最終需要)を増加させると考えられるが、今回の試算では、その部分の効果を考慮していない。

自給率以外の係数等は、変動しないものとしている。

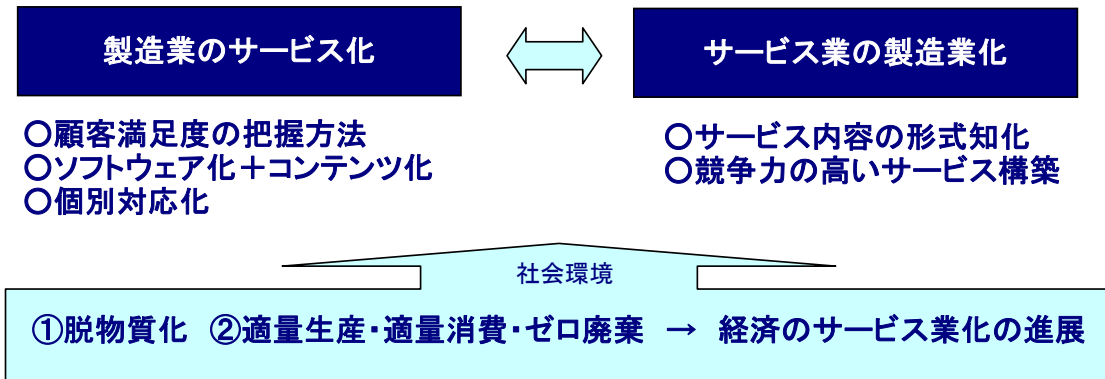
(ウ) 産業連関の強化 ～異業種コラボレーションの推進～

最後に、産業連関の強化については、県内自給率の向上と重複する部分がありますが、異業種産業間のコラボレーション、“産産連携”を活発にしていけることが重要です。異業種間のコラボレーションにより、「モノ」から「モノ+サービス」、「モノ+モノ」への転換が進み、新商品の開発や潜在マーケットの開拓が促され、大きな付加価値が地域にもたらされることになると考えられます。特に、労働生産性が全国水準を上回る本県サービス業とのコラボレーションの推進は、大きな可能性を秘めていると考えられ、サービス業の中でも域外市場型産業である観光関連産業と他産業とのコラボレーションは移輸入超過型の産業構造にある本県にとって重要です。更に、人口減少社会においては、市場が縮小しているのみならず、消費支出のウェイトがモノからサービスへと質的な変化をしており、サービス業とのコラボレーションはこうした流れに沿うものと言えます。

また、一般的にサービス業は、機械化が難しい、ノウハウの開発・蓄積が不十分といった理由から製造業に比べ労働生産性が低くなっている一方で、本県においても“経済のサービス業化”から卸・小売業を含めた広義のサービス業就業者の割合は、平成17年度で全体の4割を超えています。県全体の労働生産性の底上げのためには、サービス業の労働生産性の向上が必要であり、例えば、サービス業と製造業とのコラボレーションを進めることにより、互いのノウハウを吸収しながら、“製造業のサービス化”と“サービス業の製造業化”が図られ、それぞれの産業の生産性が高まるものと期待されます。(図4-12)

¹ 試算に当たっての考え方等については、43～44ページを参照してください。

図4-12 「製造業のサービス化」から「サービス業の製造業化」のイメージ

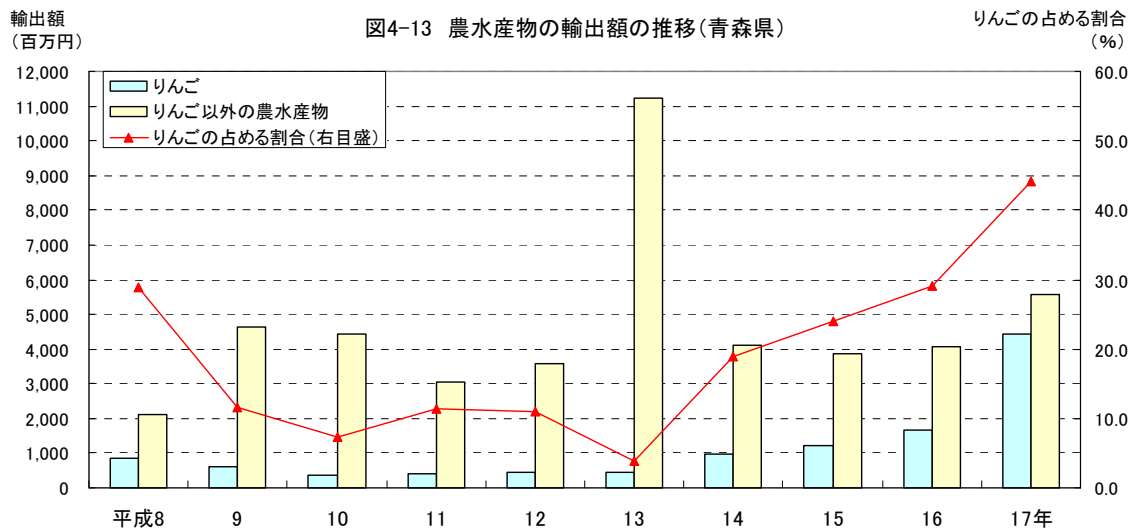


資料)県統計分析課作成

海外市場への積極的な展開

人口が減少する国内においては、市場が縮小することは先にみたとおりですが、海外に目を向ければ中国をはじめとするアジア地域等で市場の拡大が期待できます。本県では、既に中国、台湾等において「青森りんご」が高級品としてブランド化するなど成果を挙げています。(図4-13)

今後も引き続き積極的に農産物等を中心に輸出増加に向けた取組が行われていくことが重要ですが、海外市場において日本製品(産品)に対して求められているのは、“高品質な高級品”(=高付加価値品)であることから、人口減少社会における国内戦略と方向性は異なります。いわば「量より質」が問われており、本県の安全・安心で良質な農林水産物やその加工品は、そうした市場のニーズに適合するものです。今後、拡大するアジア経済を見据え、海外における“攻めの農林水産業”をより一層推進することが求められます。



資料)ジェトロ青森貿易情報センター「青森県の貿易」

<コラム3 産業連関表でみる県内自給率の向上>

ここでは、本文にある「県内自給率の向上が県内に付加価値をもたらす」ことについて、実際に簡単な産業連関表を作成しながらみていきたいと思います。

【事例1】

県内のレトルト食品製造業者が、他県から鶏肉（加工肉）245万円を移入し、工場で人件費45万円、機械設備の減価償却費25万円、工場の利潤65万円を加えてレトルトカレー（製品）380万円を生産し、380万円で県内の小売店に販売します。（カレーには別の具材も必要ですが、省略しています。）

小売店は、380万円で仕入れたレトルトカレーの半分を県内の消費者に20万円の利潤等を加えて販売し、残りの半分を県外の消費者に同様に20万円の利潤等を加えて販売します。（小売店は、生産を行っていないので、仕入額は中間需要に計上されません。）

これを産業連関表で表すと表C3-1になります。

表C3-1 事例1(鶏肉(加工肉)を移入して生産するケース)の産業連関表 (単位:万円)

区分	中間需要①						最終需要②			需要合計③ (①+②)	移入④	地域内生産額 (③+④)
	飼料製造業	畜産業	肉加工品製造業	レトルト食品製造業	小売業	中間需要計	消費	移出	最終需要計			
中間投入計	飼料製造業					0			0	0		0
	畜産業					0			0	0		0
	肉加工品製造業				245	245			0	245	-245	0
	レトルト食品製造業					0	190	190	380	380		380
	小売業					0	20	20	40	40		40
中間投入計①	0	0	0	245	0	245	210	210	420	665	-245	420
粗付加価値計	人件費				45	20	65					
	減価償却費				25	10	35					
	利潤				65	10	75					
	粗付加価値計②	0	0	0	135	40	175					
地域内生産額(①+②)	0	0	0	380	40	420						420

【事例2】

次に、レトルト食品製造業者が、鶏肉（加工肉）245万円を県内の肉加工品製造業者から購入した場合を考えます。

肉加工品製造業者が、他県産の鶏120万円を移入し、人件費45万円、機械設備の減価償却費20万円、工場の利潤60万円を加えて鶏肉（加工肉）245万円を生産し、レトルト食品製造業者へ販売します。以下は事例1と同じです。

これを産業連関表で表すと表C3-2となります。新たに肉加工品製造業者の欄に粗付加価値額が計上されることとなります。（赤の点線の部分）

表C3-2 事例2(他県産鶏で加工肉を生産するケース)の産業連関表 (単位:万円)

区分	中間需要①						最終需要②			需要合計③ (①+②)	移入④	地域内生産額 (③+④)
	飼料製造業	畜産業	肉加工品製造業	レトルト食品製造業	小売業	中間需要計	消費	移出	最終需要計			
中間投入計	飼料製造業					0			0	0		0
	畜産業			120		120			0	120	-120	0
	肉加工品製造業				245	245			0	245		245
	レトルト食品製造業					0	190	190	380	380		380
	小売業					0	20	20	40	40		40
中間投入計①	0	0	120	245	0	365	210	210	420	785	-120	665
粗付加価値計	人件費			45	45	20	110					
	減価償却費			20	25	10	55					
	利潤			60	65	10	135					
	粗付加価値計②	0	0	125	135	40	300					
地域内生産額(①+②)	0	0	245	380	40	665						665

【事例3】

次に、肉加工品製造業者が、鶏 120 万円を県内の畜産業者から購入した場合を考えます。畜産業者が、他県産の飼料 30 万円を移入し、人件費 50 万円、機械設備の減価償却費 5 万円、利潤 35 万円を加えて鶏 120 万円を生産し、肉加工品製造業者へ販売します。以下は事例 2 と同じです。

これを産業連関表で表すと表 C3-3 となります。新たに畜産業者の欄に粗付加価値額が計上されることとなります。(青の点線の部分)

表C3-3 事例3(県内産の鶏肉で生産するケース)の産業連関表 (単位:万円)

区 分	中間需要①					最終需要②			需要合計③ (①+②)	移入④	地域内生産額 (③+④)	
	飼料製造業	畜産業	肉加工品製造業	レトルト食品製造業	小売業	中間需要計	消費	移出				最終需要計
中間投入計	飼料製造業		30			30			0	30	-30	0
	畜産業			120		120			0	120		120
	肉加工品製造業				245	245			0	245		245
	レトルト食品製造業					0	190	190	380	380		380
	小売業					0	20	20	40	40		40
中間投入計①	0	30	120	245	0	395	210	210	420	815	-30	785
粗付加価値計	人件費		50	45	45	20	160					
	減価償却費		5	20	25	10	60					
	利潤		35	60	65	10	170					
	粗付加価値計②	0	90	125	135	40	390					
地域内生産額(①+②)	0	120	245	380	40	785						

このように県内自給率の向上は、地域内の生産額と(粗)付加価値額の増加をもたらします。今回は、単純な事例でしたが、実際には様々な産業に効果が波及していくことになります。

41 ページの表 4-1 は、食料品製造業が“産業における地産地消”により県内農産品の使用を進めた結果、県内自給率が 10% アップした場合の試算結果をまとめたものですが、次のような考え方に立って計算しています。

まず、食料品製造業の県内自給率 10% 向上により、食料品製造業の移輸入額は 42,124 百万円減少(産業連関表では+)し、これは農業の中間需要(原材料)5,647 百万円と粗付加価値額 9,223 百万円をもたらします。次に、農業の中間需要 5,647 百万円は、県内の他産業の中間需要 2,958 百万円と移輸入 2,689 百万円(産業連関表では-)となり、この県内中間需要 2,958 百万円は、更に別の中間需要 1,052 百万円と粗付加価値額 1,906 百万円をもたらします。これを中間需要が 0 になるまで繰り返した結果をまとめたものが表 4-1 です。粗付加価値額は、38,849 百万円増加しており、平成 12 年の粗付加価値額対比 0.8% となっています。粗付加価値額から減価償却費を除いたものが県内総生産(=付加価値額)ですから、減価償却費の比率が一定であれば、食料品製造業の県内自給率 10% の向上は、経済成長率を 0.8% 引き上げることとなります。

就業率の維持・向上

1 人当たりの県民所得を向上させるためには、労働生産性の向上とともに就業率の向上も重要です。働く人の割合が増えるほど人口1人当たりの所得は増えるということですが、本県の実業率は、国を100とすると平成17年度で97.2と全国水準を下回る状況にあります。これは、有効求人倍率に代表されるように厳しい本県の雇用状況が影響しているものであり、現状においては就業率の向上のためには、何よりも雇用の場の創出・確保が重要ですが、今後県内の付加価値が増加すれば、それに伴い新たな雇用が創出・確保されていくものと期待されます。

一方、第2章第2節でみたとおり、人口減少及び少子高齢社会においては、労働力人口（労働投入量）の減少により総生産の減少となることが懸念されており、労働力人口・就業者数の確保が重要とされています。したがって、人口減少及び少子高齢社会における就業率の向上については、失業者を減少させるという視点だけではなく、労働力不足が懸念される中で、総人口の中の働こうとする人の割合（労働力率）を引き上げることにより、実際に働く人（＝就業者）の割合（就業率）を引き上げるという視点が重要です。いわば、労働力人口の掘り起こしが求められています。

このため、今後は、付加価値の増加による雇用の場の創出・確保と同時に、その場で働く就業者の確保に向けて就業率を向上させていく取組も必要となり、そのための方法としては、二つ考えられます。

一つ目は、女性の就業率の向上です。本県においては全国と比べ、いわゆる“M字カーブ¹”が緩やかであるため、25～44歳の女性の就業率などで全国水準を上回っているものの、男性と比較してまだ低い水準にあるため、働きながら子育てできる環境の整備に努めていくことが必要です。そのためには、行政の取組だけでは困難な面があり、企業側の意識改革、制度整備などがより一層改善されることが必要であると考えられます。こうした取組は、単に地域の就業率を向上させるためだけに行われるのではなく、人口減少とともに減少する労働力人口の中で、ノウハウを身に付けた女性従業員を離職させずに自社の戦力として保持できるかどうかという企業自身の課題でもあります。

二つ目は、前期高齢者における就業率の向上です。本県は、全国に比べ農業等に従事する高齢者が多いこともあり、高齢者における就業率は全国水準を上回っています。ただし、“2007年問題”としてクローズアップされたように、現在、団塊世代において大量の退職者が発生しており、こうした人財を企業等において再雇用、雇用延長により活用していく余地は十分にあると考えられます。

¹ 「M字カーブ」とは、女性が結婚や子育てのため20代後半から30代にかけて労働力率が減少する曲線をいいます。

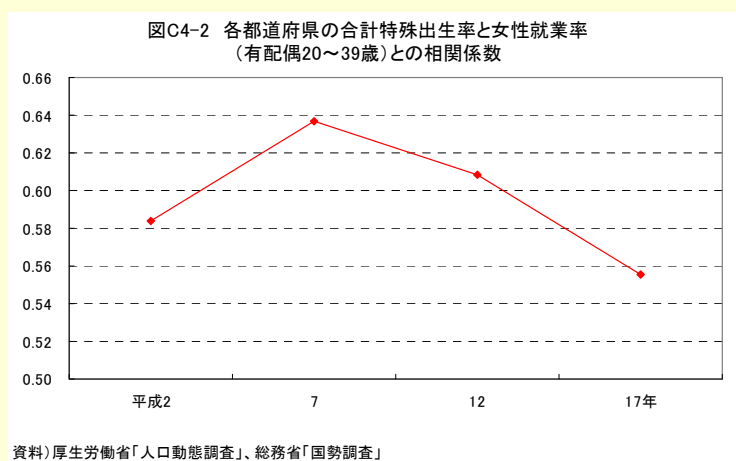
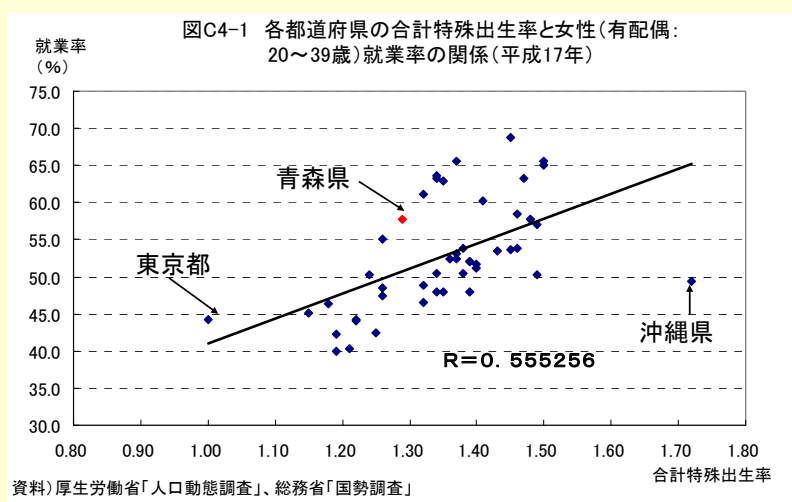
<コラム4 女性の就業率と合計特殊出生率>

女性の就業率の向上は、1人当たりの県民所得の向上に寄与するだけでなく、合計特殊出生率の向上にも寄与すると考えられています。

昭和50年代等には、女性の社会進出、つまりは就業率の向上が合計特殊出生率の低下につながるという意見も多くありましたが、現在は女性の就業率の高い地域ほど合計特殊出生率が高いという正の相関関係が指摘されています。

そこで平成17年の各都道府県の配偶者を有する女性(20~39歳)の就業率と合計特殊出生率の関係をみると、相関係数が0.555256(1に近づくほど相関関係が強い。)と比較的強い正の相関関係が確認できます。(図C4-1)さらに平成2~12年についてもみてみると、いずれも相関係数が0.5を超えており、同様に正の相関関係が確認できます。(図C4-2)

この関係は、我が国だけではなく、ヨーロッパをはじめとする先進諸国で同様の傾向がみられます。その要因については、様々な分析がなされていますが、これまでの働く女性に対する子育て支援施策の効果、教育費をはじめとする子育て費用の高まりと共働きによる収入増の関係などを指摘する意見があります。

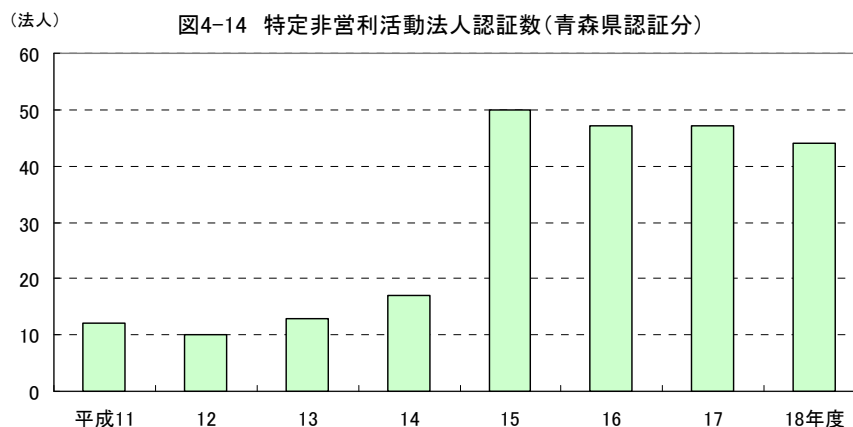


第2節 地域社会の活性化

1 地域コミュニティ機能の再編 ～知縁組織とのパートナーシップ～

第3章第1節でみたとおり、人口減少及び少子高齢化の進展により、中山間地域等を中心に地域コミュニティ機能の低下が懸念される場所ですが、機能補完のためには人口減少の比較的少ない中心市街地等を含めた地域全体のパートナーシップの向上により「社会関係資本¹（ソーシャル・キャピタル）」を充実させていくことが必要です。住民同士が信頼と互酬性からなる社会ネットワークで結びつくことで人間関係の豊かな地域社会が実現されると考えられます。

そのための方策として、特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）等と地域住民とのパートナーシップの強化を図っていくべきだと考えられます。本県においても、NPOの認証数は平成15年度以降毎年度40件を超え、団体数の増加とともに活動も盛んになっており、その果たす役割も増大しています。（図4-14）



資料)県ホームページ「ボランティア・NPOひろば」

こうした地域に縛られない“知縁”組織を活用することにより、各集落等における町内会等の“地縁”組織の機能低下を補完する仕組みづくりに取り組んでいくことが必要です。そうした仕組みづくりにおいて重要な点は、行政とのパートナーシップ、コミュニティ・ビジネス²としての展開の視点です。

行政とのパートナーシップについては、特に住民と最も身近な市町村との関係が重要であると考えられます。地域コミュニティ機能が低下することで発生する様々な地域課題について、行政と足並みを揃えて取り組んでいくことが求められ、必要に応じて関係住民、

¹ 「社会関係資本」とは、信頼や互酬性の規範が成り立っている網の目上の社会的ネットワークとそこに埋め込まれた社会的資源を意味し、社会関係資本の充実した社会では経済が効率化し市民参加が促進されるなどメリットが発生するとされています。

² 「コミュニティ・ビジネス」とは、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネス的手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称をいいます。

NPO、担当課等が一堂に会し、課題解決に向けた協議等を行う「協働のテーブル¹」のシステムづくりに取り組むことも効果的であると考えられます。

コミュニティ・ビジネスとしての展開については、NPO 等が活動を継続して行くためには、ボランティアではなくサービスを受けた住民が応分の負担を行う形で事業化することが望ましいと考えられます。コミュニティ・ビジネスは、市場経済における“民の自助”及び非市場経済における“官の公助”でうまく解決できない地域課題に対する新たな解決手段であり、新たな“支え合う”形をコミュニティ・ビジネスで構築するということです。また、活動をコミュニティ・ビジネスとすることで事業の効率化が図られるとともに、新規雇用の創出等により地域経済の活性化にもつながっていくものと期待されます。

2 交流人口の増加による活性化 ～都市住民とのパートナーシップ～

人口の減少は、農村地域や中山間地域で地域コミュニティ機能の低下をもたらすとともに、地域の“にぎわい”を減少させることが懸念されます。人が集う場所に“にぎわい”が生まれることを踏まえれば、何らかの形で地域に人を呼び込むことが必要ですが、日本全体が人口減少に進む中で「定住人口」を増加させることは困難であり、今後は「交流人口」の増加により地域の“にぎわい”を創出することに取り組んでいくことが必要です。

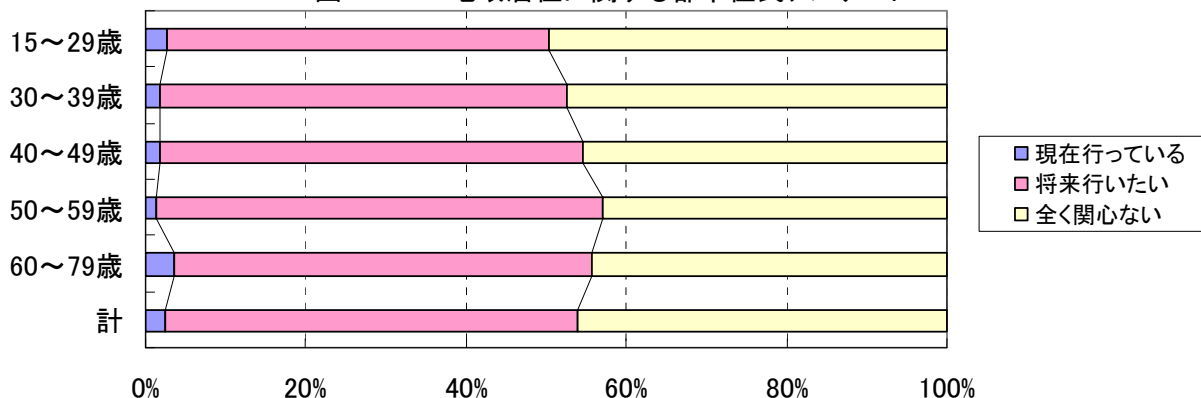
現在、各地域において地域の特性を活かした独自の魅力を、地元主導によって打ち出していくことにより、人的交流を盛んにし、内発型の活力創造につなげていく取組が地域活性化の手法の一つとして注目され、本県においても交流事業として名所旧跡や温泉などを資源とする一般的な観光やグリーンツーリズム等の体験型観光、街並み景観の整備やイベント開催による集客、エコロジーと工場見学を組み合わせた産業観光等が取り組まれており、既に一定の成果を挙げている地域もあれば、先行事例を参考にしながら模索を続けている地域もあります。

今後こうした取組を進める上で重要な視点として、交流人口の増加を二地域居住につなげていくこと、地域文化の活用を図ることの2点が挙げられます。

二地域居住については、交流と定住の中間に当たり、都市住民が一定期間農村地域等に定住することにより、人口減少により低下する“地域コミュニティ機能の補完”、“にぎわいの創出”、“経済効果”などへの貢献が期待されます。一方で、都市住民の二地域居住に関する希望も高く、国土交通省が実施したアンケート調査によれば、「現在行っている」、「将来行いたい」を合わせて6割弱を占めており、二地域居住に関する潜在的需要は大きいものと考えられます。(図4-15)

¹ 「協働のテーブル」とは、官民のパートナーシップを推進する上での合意形成を図るための関係者の議論の場をいい、参加と協働による地域づくり推進委員会(青森県)の「県民と行政とのパートナーシップ推進構想に関する提言」(平成16年12月)によります。詳しくは、提言書を参照ください。

図4-15 二地域居住に関する都市住民アンケート



資料)二地域居住人口研究会(国土交通省)「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想(平成17年3月)

次に、地域資源として 地域文化の活用を図っていくことが重要です。これまで地域資源として豊かな自然を挙げるケースが多いものの、自然が豊かなのは本県に限ったことではありません。確かに、世界自然遺産である白神山地や神秘の湖十和田湖など本県の自然は全国に誇れるものです。一方で交流人口、二地域居住人口を増加させていくためには、他地域との差別化を図っていくことが必要であり、食、祭り等の地域文化の活用が必要と考えられます。地域文化は、その土地に根ざし、時間を掛けて醸成されたものが多く、他地域との差別化に最適であり、本県には、津軽三味線、ねぶた等の全国的にも認知度の高い文化以外にも地域に埋もれた文化が多数あるものと考えられます。地域の文化は、そこで生活していく上での“楽しさ”であり、二地域居住の魅力と成り得るものです。また、二地域居住者に祭り等の地域文化に参加してもらうことは、人口減少により継続が困難となる地域文化の伝承・保存にも貢献することになると考えられます。

以上のように二地域居住は、都市住民と農村地域等の住民の双方のニーズを満たすものであり、都市住民とのパートナーシップを構築するということです。今後、二地域居住を促進するためには、各市町村において住居等生活に必要な情報の提供、相談窓口の設置といったシステム面の整備と地域住民の協力が必要です。

3 住民参加型パートナーシップによる地域交通の確保

かつては、「地域の足」として地域住民の生活に欠くことのできなかつたバスなどの公共交通ですが、第3章第2節でみたとおりモータリゼーションの進展とともに衰退の一途をたどっており、今後の人口減少社会で存亡の危機にあるといっても過言ではない状況です。今後も自動車免許保有者の割合は増加し、自動車利用の割合は増加するものと考えられますが、一方で高齢化の進展等により自動車を運転しない交通弱者が増加していくことも想定されます。

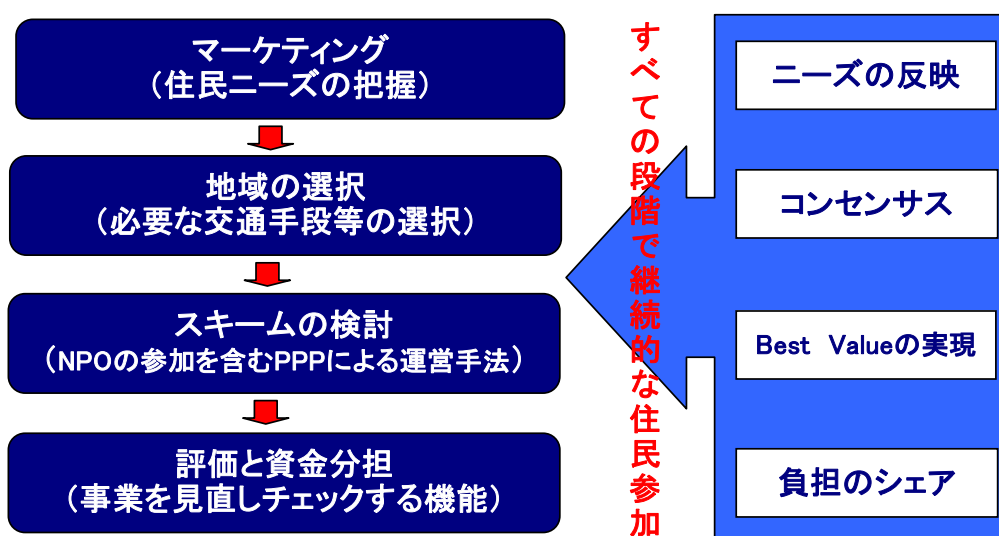
地域交通施策については、これまで国主導で進められてきたところですが、地方分権の流れもあり、近年は地域の裁量に委ねられる「地域化」の動きも出てきており、地域が自

らの課題を把握し、将来の「地域の足」をどのように確保していくかを自ら考えていくことが求められています。

しかし、県、市町村の財政状況はひっ迫しており、更に今後の人口減少による税収等の減少を踏まえれば、大きな財政負担を伴う地域交通施策を採ることは現実的ではないと考えられます。交通事業者の経営努力を前提に、行政のみならず、利用者である地域住民も参加した形で「地域の足」を考え、住民ニーズに沿った経済効率性と有効性を兼ね備えた“Best Value”な公共交通サービスの提供が求められています。

そのためには、従前のような行政と地方バス事業者等との協議のみならず、住民が参加する形で検討が行われる「住民参加型パートナーシップ」を進めることが必要です。地域自らが地域の足を確保するためのステップとして、マーケティングによる地域ニーズの把握（ニーズの反映）、交通手段等の地域の選択（コンセンサスを得る）、運営手法等のスキームの検討（Best Valueの実現）、事業の見直し等を行うための評価と資金の分担（負担のシェア）が想定されますが、いずれの段階においても地域住民の参加が不可欠であると考えられます。（図4-16）

図4-16 地域自らが地域の足を確保するためのステップ



資料) 日本政策投資銀行北海道支店「3つのバリアフリー」による地域公共交通活性化」を基に県統計分析課で作成
注)「PPP」とは、官民パートナーシップを示す。

第3節 行財政の効率化

1 官民パートナーシップの推進

第3章第3節でみたとおり、人口減少社会では、必然的に財源や人的資源などが限定的になるのに対し、少子化・高齢化が進展することで逆に行政サービスに対する需要は増加していくものと見込まれ、行財政の効率化が一層求められることとなります。

一方で、地方行政は、これまで中央集権的な行財政運営の下、国の決めた方針を画一的に行ってきたところですが、現在地方分権が進展することにより地域ごとにそれぞれの特性を踏まえた行財政運営を行っているところです。こうした状況の中で求められるのは、これまでのように国や自治体を、公共サービスを担う唯一の主体として位置付け、それを支える人的資源は公務員であり、資金面は予算制度として担保され、住民や企業は、サービスを受ける主体として明確に区分される「二元論」に立つのではなく、“国・自治体”と“民間”は、それぞれが公共サービスを提供する主体であり、その関係は、契約あるいは合意（コンセンサス）によって形成されるといった「一元論」に立つ必要があります。したがって、公共サービスの提供は“官”だけが行うのではなく、“民”もその役割を担うことが求められ、最小の費用で最大の住民満足度を実現するために、“官”と“民”がともに考え、ともに行動する、いわゆる官民パートナーシップを推進していくことが必要です。

現在、行政運営の新たな手法として、パートナーシップ協定、NPM（ニューパブリックマネジメント）、アウトソーシング等様々な官民パートナーシップが進められていますが、今後人口減少により地域コミュニティ機能の低下が進む中で、第2節1で述べたように住民に最も身近な自治体である市町村において、その重要性がより高まっていくものと考えられます。

また、これまでの官民のパートナーシップは、どちらかといえば施策・事業実施の面で行われており、今後は少ない予算の中で施策の選択と集中を行っていくことが必要であるため、施策・事業の立案と評価の面での官民パートナーシップの推進が求められます。

2 街づくりと行財政負担

社会資本整備に関する考え方

今後、人口減少に伴い社会資本への投資額が限定されていく中で、既存施設の維持管理・更新コストの占める割合は加速的に増大することから、道路、下水道等の社会資本整備に関して、現状の把握（社会資本ストックの把握）、選択と集中（新規投資重点化）、既存施設の更新・長寿命化（アセットマネジメント）への取組が重要となります。

過去に整備された社会資本ストック額を把握することで、将来的な社会資本の整備・維持管理・更新に必要な費用をできる限り正確に把握し、各自治体の予算に反映させていくことが求められます。また、公共投資の財政支出の面からの評価（＝フロー）だけでなく、社会資本形成（生活の向上、産業の活性化、安全・安心の創出）に果たす面から評価

(=ストック)する視点が必要であり、この評価を行うことで必要な経費とそれにより発生する効果を検証し、社会資本整備の選択と集中が可能となります。

また、今後高度成長期に整備した社会資本の老朽化や既存施設の増加に対し、機能の急激な低下や必要な維持管理費・更新費の急増が懸念されます。このため、既存施設の機能保全・向上、長寿命化対策及び更新などを適切に選択し実施することにより、アセットマネジメントを進めるといった取り組みが求められます。

都市部と中山間地域の方向性

現在、青森市では、拡散型の街づくりでは除雪等の都市管理に要する行政コストがかさむなどの理由から、「コンパクトシティの形成」を基本理念とし、「無秩序な市街地の拡大抑制」と「まちなかの再生」という2つの視点に立って、持続可能な街づくりを進めています。この「コンパクトシティ」政策が人口減少社会における街づくりの指針として全国的にも注目を集めていますが、青森市以外にも弘前市、八戸市等、コンパクトシティ化への取組を進める自治体が出てきており、都市部における行政サービスの効率化や街のにぎわい向上への期待が持たれています。

一方、今後人口減少が大きく進む中山間地域の集落については、集落内に居住する住民の“暮らし”の困難さに直結する集落機能の低下、生産活動の停滞といった「内部問題」に加え、集落の外部環境に対する負の効果の問題が生じることが懸念されています。これまでも様々な形で論じられてきた中山間地域の持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止といった多面的機能の低下に加え、ゴミ・産業廃棄物の不法投棄等の環境上の「外部問題」が増加する可能性があり、何らかの政策的対応が必要とされています。

しかしながら、今後より一層進む中山間地域の集落人口の減少を踏まえれば、中山間地域が持っている多面的機能を集落のみに担わせることは困難であり、機能保全に向けた新たな方策等を検討していくことが必要になると考えられます。

3 自治体間パートナーシップの推進

地域活性化における市町村連携の推進

各地域における市町村は、経済面・生活面等で関係が深く、一つの経済圏・生活圏として機能しているものと考えられます。

一方で、第1章でみたとおり、人口減少及び高齢化が進む本県にあっても地域ごとにその状況は異なっています。また、第2章でみたとおり、今後の経済状況も都市圏ごとに大きく異なっており、平成12～42年の間で最大20%の経済成長率の差が見込まれています。

これまでは、個々の市町村ごとに政策・施策が実行されてきたことから、経済社会圏全体の総合的な活性化のためのビジョンなしに、それぞれの部分最適を求める取組を行ってきたため、経済社会圏全体として必要とされる産業振興の効果的な取組が行われにくく、経済社会圏としての全体最適が達成されにくい構造となっています。人口減少に伴う制約

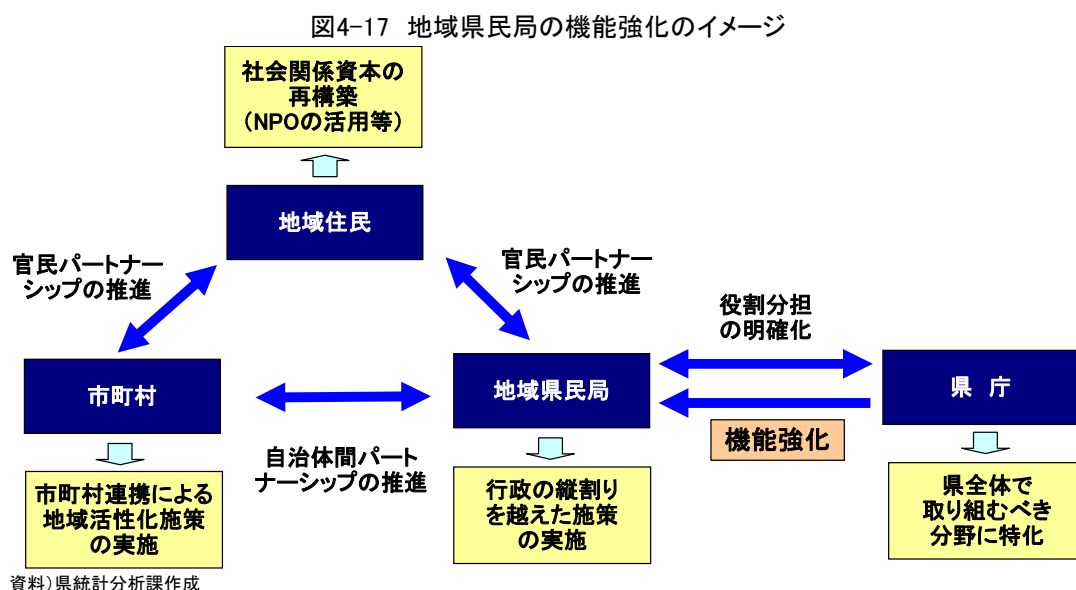
の中で、今後広域的な視点に立ち、経済社会圏単位で複数市町村が連携して地域経営の取組を行い、政策資源を持ち寄って共同投入することができれば、効果的な産業振興が可能となり、経済社会圏全体として成果を享受することが可能となります。そのためには、市町村間のパートナーシップに加え、地域の住民同士のパートナーシップを構築し、地域振興に関する考え方を自らの市町村の利益追求から経済社会圏としての利益追求へ変化させていくことも併せて必要になると考えられます。

市町村と地域県民局の連携推進

各地域における市町村の連携施策を成果に結びつけていくためには、県行政との連携が重要です。県では、「現場で行う地域づくりの推進」を図るため、平成18年度に中南地域、三八地域及び下北地域、平成19年度に東青地域、西北地域及び上北地域にそれぞれ県民局を設置し、地域住民、市町村等とのパートナーシップによる地域づくりに取り組んでいます。現在、各県民局において地域活性化に向けた施策の提言が行われるとともに、先行する県民局では既に施策が実施されるなど一定の成果を挙げています。

今後増加する地域の様々な課題について、各県民局が地域住民、市町村等と現場で取り組んでいくためには、行政の縦割りを越えた横のネットワークが重要であり、各県民局の機能強化が求められます。

また、県庁と県民局の役割分担の明確化による行財政の効率化も併せて必要となります。役割分担については、例えば、地域経済の活性化に果たす役割が大きい産学連携については、本県の現状を考えるとその環境に地域間の偏りが大きく、各県民局単位よりも県全体として取り組んで行くべき分野であると考えられます。今後、“補完性の原理”により県民局でできることは県民局で、県民局でできないものや県全体で取り組むべきものは県庁で行っていくといった形で具体的に役割分担を進めていくことが必要です。(図4-17)



第5章 人口減少社会における地域の活性化を目指して

第1節 多様なネットワークとパートナーシップの構築

1 人口減少に適応した社会経済構造への転換

今回の白書では、人口減少が地域に及ぼす影響について、これまで行われることの多かった定性分析に加え、より具体的に影響額等を把握するため、できる限り定量分析を行うことを試みました。こうした分析結果は、試算の域を出ないものですが、一方で人口減少が確実に本県の地域経済、地域社会に影響を及ぼすことが示唆される結果となっています。

ただし、人口減少が必ずしも地域の衰退につながるわけではありません。逆に、人口減少が進む中で、努力しただけでは地域を活性化することが可能となります。例えば、第4章でも述べたとおり、10年後においても現在の県内総生産・県民所得の水準を維持するためには、労働生産性を年平均1.1%向上させることが必要ですが、本県の労働生産性の平成8～17年度の間平均伸長率が0.8%ですから、地域の努力次第では十分に可能な水準です。この場合、1人当たりの総生産・県民所得は、現在の約1.1倍となります。歴史を振り返ってみても、人口減少の進んだ13～16世紀のイングランドとウェールズでは、生産性を上げることで1人当たりの所得を増やし、地域経済の活性化を実現しました。また、1960年代には人口流出が激しく貧困国の一つであったアイルランドは、教育やIT産業基盤への集中的な投資、国際的人脈の活用などに取り組むことで、2006年には1人当たりのGDPが世界第2位となり、現在は逆に移民の流入が大きくなっています。重要なのは、地域自らが、人口減少社会に適応した社会経済構造へ転換していくことです。

2 地域活性化の方向性

人口減少社会とは、“人口”という重要な資源が減少する社会ということであり、我が国全体が人口減少社会へ移行し、地域の人口の“量”の減少が避けられないとすれば、人と人との結びつきを強め、連関性を向上させることにより“質”を高めることが地域の活性化のために必要であると考えられます。

そこで、人口減少社会における地域経済の活性化の面では、1人当たりの県民所得の向上を図っていくことが重要であり、本県においては労働生産性の向上が課題となっています。そのため、多様な産業のネットワーク化による付加価値の獲得を地域経済の方向性とすべきであると考えられます。

また、人口減少及び少子高齢化が進む中で発生する様々な地域課題を解決していくためには、地域社会システムの再編・効率化を図っていくことが求められます。今後、住民、町内会等地縁組織、NPO等知縁組織のパートナーシップの推進による地域コミュニティ機能の補完、二地域居住者の増加によるにぎわいの創出、官民のパートナーシップの推進による行財政システムの効率化などに取り組んでいくことが求められます。

第2節 今後の地域活性化の取組に向けて

1 人口減少に関する認識の共有

冒頭で述べているように本県の人口は、昭和60年をピークとして減少しており、近年そのスピードは全国でもトップクラスとなっています。特に、中山間地域や農村地域では人口減少が大きく、同時に進む高齢化とともに地域コミュニティ機能の低下が懸念される状況にあります。

一方で、県内13地域でデータ収集やヒアリングを行いながら本県の中山間地域等の集落の現状を研究している弘前大学人文学部山下准教授のグループによれば、「行政や地域住民の危機意識は意外に低い」との指摘がなされています。

人口減少社会における地域の活性化は、地道な取組を続けた地域で実現されるものであり、取組の第一歩は、認識の共有から始まると考えられます。今後、人口減少に伴う課題等に関する地域住民の認識の共有が必要です。

2 地域一体での取組

第4章で述べたとおり、今後の地域活性化は、各市町村が連携し、経済社会圏単位での施策を実施していくことが、地域全体の利益の享受につながっていくものと考えられます。これまで我々は、市町村間の“壁”に限らず、民間、行政の双方において、分野、業種、団体、組織といった様々な“壁”に遮られ、非効率な地域経営を強いられてきた面があります。地域活性化実現のカギが、地域の“ネットワーク”と“パートナーシップ”であるとするれば、地域に存在する“壁”を打ち破るための仕組みづくりが必要であり、併せて各人の意識の中にある“見えない壁”を取り払うことが必要です。

3 大きな契機となる平成22年度

今後、退職等により自由な時間を手に入れた首都圏等の団塊世代が、地方の交流人口等に大きな影響を与えることが予想されます。平成22年度に東北新幹線新青森駅開業を迎える本県にとって、首都圏等からの交流人口を増加させる最大のチャンスと言えます。一方で、新幹線については、高速で定時性も高いことから、大都市からの日帰り出張が容易となるため、営業所や支店が統廃合されるなど人口減少を引き起こす“ストロー効果”も指摘されているところです。

この新幹線開業というチャンスをとらえ、本県へのリピーターを増やし、交流人口の増加を二地域居住者の増加へつなげることができれば、人口減少が進む本県へ“にぎわい”と“経済効果”をもたらすこととなります。そのためには、住民自身が住み続けたいと思えるような魅力ある地域をつくっていくことが重要であり、“こんな地域にしたい”というビジョンを持ち、地域が一体となって取り組むことが必要です。

おわりに

人口減少社会における地域のチャレンジに向けて

今後、全国的に進んでいく人口減少は、経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下、行財政サービスの縮小など、私たちの生活の様々な分野に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

これらの課題を解決し、地域を活性化するには、これまでの基準や価値観を見直し、新たな基準や価値観による新たなシステムをつくっていく必要があります。

それは、決して一朝一夕にできるものではありませんが、勇気と想像力を持って、果敢にチャレンジすることが必要です。

この白書が、私たちが私たちの直面している状況をしっかりと認識し、地域全体が“戦略”を持って「生活創造社会」の新たな地平を切り拓いていくための一助となることを願っています。

参考

【第2章第1節4 マクロ経済モデルによる影響額の試算関係】

下記のとおり「マクロ経済モデル」を作成し、平成18～22年の間で人口減少に関するシミュレーションを行っています。

- 1 昭和51～平成16年の県民経済計算等のデータからモデルを作成しています。
- 2 人口減少の与える消費面への影響を試算するため、「民間最終消費支出」へ「生産年齢人口」と「老年人口」を項目（外生変数）として組み込んでいます。
- 3 人口減少は、「民間住宅投資」へも影響を及ぼすものと考えられますが、今回は試算の対象としていません。
- 4 平成18年は県の推計人口、平成19～22年の間の人口については、国立社会保障・人口問題研究所が試算した将来推計人口を直線補正して推計しています。

【第2章第2節1 経済成長分析関係】

- 1 コブ・ダグラス型のマクロ生産関数を「 $Y = AKL^{1-\alpha}$ 」と仮定しました。

（ Y ：産出量、 K ：資本ストック、 L ：労働投入量、 A ：技術水準）

- 2 経済成長率を各変数の増加率に分解します。

$$\frac{\dot{Y}}{Y} = \frac{\dot{A}}{A} + \frac{\dot{K}}{K} + (1 - \alpha) \frac{\dot{L}}{L}$$

（ α ：資本分配率、 $(1 - \alpha)$ ：労働分配率）

- 3 実際のマクロ経済データとして把握できるのは Y 、 K 、 L のみなので、 A については、

$$\frac{\dot{A}}{A} = \frac{\dot{Y}}{Y} - \frac{\dot{K}}{K} - (1 - \alpha) \frac{\dot{L}}{L}$$

とし、残差（すなわちTFP）として A を別途推計してから経済成長率への寄与度を計算しました。

- 4 α は、労働分配率 = 雇用者所得 / 国民所得として推計しました。
- 5 県内総生産（実質）は、昭和50～平成17年度の『青森県県民経済計算』の県内総生産（名目）を平成12暦年基準価格でデフレートしました。
- 6 資本ストックは、『国富調査』の昭和45年の純資本ストックをベンチマークとするベンチマーク・イヤー法により、『県民経済計算』の毎期の総資本形成や固定資本減耗を加減することで推計しましたが、住宅投資分については、直接生産に関与しないと考えられるため除いています。
また、減耗率は、公的資本を11.2%、民間資本を4.9%、として推計しました。
- 7 労働投入量は、昭和50～平成17年度の『毎月勤労統計調査地方調査結果報告』及び『県民経済計算』より、「就業時間」×「就業者数」として推計しました。

¹ については、回帰分析により推計する方法もあります。